

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 警察捜査のための基盤整備

第3節 女性・子供を犯罪から守るための取組

第4節 地域住民の安全・安心確保のための取組

第5節 将来にわたる良好な治安確保のための基盤構築に向けた取組

第2章

CHAPTER 2



第1節

犯罪情勢とその対策

刑法犯の認知件数は平成14年をピークに一貫して減少しており、犯罪情勢には一定の改善がみられる。しかし、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案等が増加傾向にあることに加え、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の26年中の被害総額が過去最高となるなど、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況である。また、サイバー犯罪が多発し、サイバー攻撃が相次ぐなど、サイバー空間における脅威が深刻化している。

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

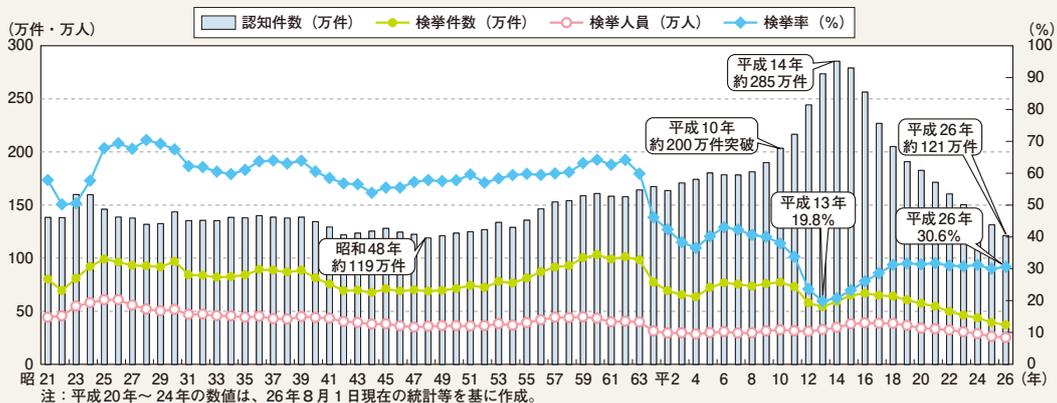
刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-1のとおりである。刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達した。しかし、15年からは減少に転じ、26年中は121万2,163件と、前年より10万1,977件（7.8%）減少した。近年の刑法犯の認知件数の減少は、窃盗犯の認知件数の減少が大きな要因となっており、14年から26年にかけての刑法犯の認知件数の減少数の90.2%を同期間の窃盗犯の認知件数の減少数（148万229件）が占めている。

刑法犯の検挙件数は、15年から19年にかけて60万件台で推移していたが、それ以降減少を続け、26年中は37万568件と、前年より2万3,553件（6.0%）減少し、戦後最少となった。刑法犯の検挙件数の減少についても、窃盗犯の検挙件数が減少したことが大きな要因であり、14年から26年にかけての刑法犯の検挙件数の減少数の75.9%を同期間の窃盗犯の検挙件数の減少数（16万8,353件）が占めている。

刑法犯の検挙人員は、9年以降30万人台で推移していたが、24年から30万人を下回り、26年中は25万1,115人と、前年より1万1,371人（4.3%）減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。その後、14年から19年にかけて上昇し、それ以降はほぼ横ばいで推移している。26年中は30.6%と、前年より0.6ポイント上昇した。

図表2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移（昭和21～平成26年）



図表2-2 刑法犯の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
認知件数(件)		2,269,293	2,050,850	1,908,836	1,826,833	1,714,001	1,604,205	1,502,802	1,403,270	1,314,140	1,212,163
検挙件数(件)		649,503	640,657	605,358	573,392	544,699	497,356	462,535	437,610	394,121	370,568
検挙人員(人)		386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115
検挙率(%)		28.6	31.2	31.7	31.4	31.8	31.0	30.8	31.2	30.0	30.6

注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

(2) 刑法犯による身体的被害の状況^(注1)

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-3のとおりである。平成15年以降、いずれの数も減少傾向にあったが、26年中は、死亡した者の数が20年以来6年ぶりに増加に転じた。

図表2-3 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成17～26年）



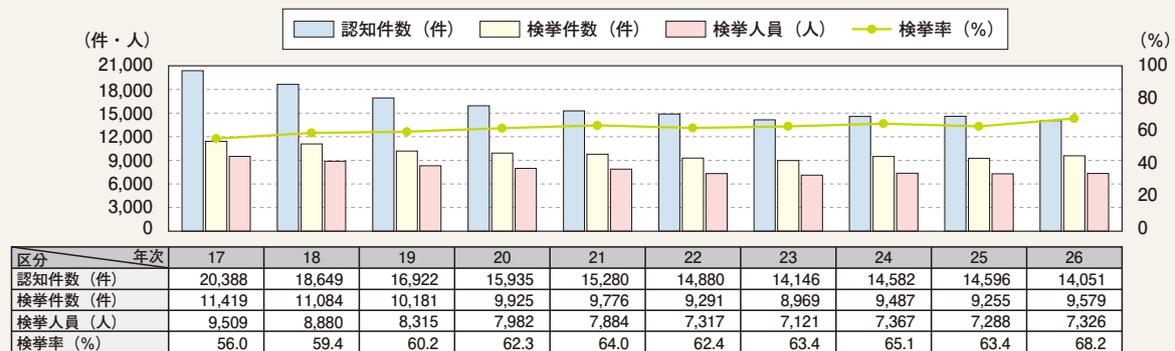
注1：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

注2：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪^(注2)の認知・検挙状況の推移は、図表2-4のとおりである。平成26年中の重要犯罪の認知件数は、ピーク時である15年の2万3,971件と比べ9,920件（41.4%）減少した。検挙率は、19年以降60%台で推移している。

図表2-4 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

① 殺人

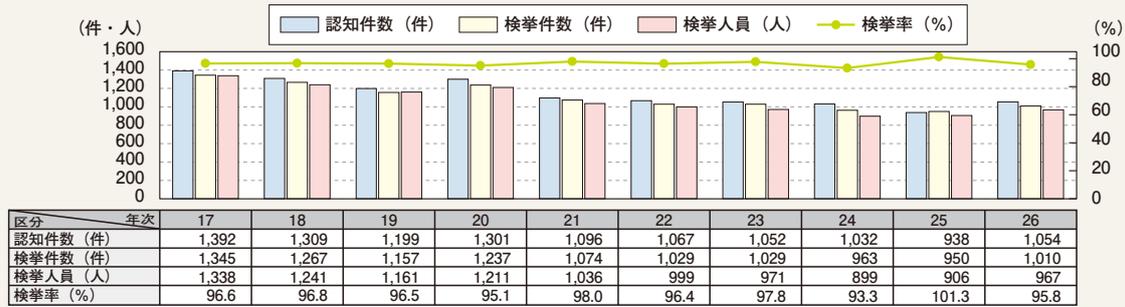
殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-5のとおりである。殺人の認知件数は、16年から25年にかけて減少傾向にあったが、26年中は1,054件と、前年より116件（12.4%）増加した。また、検挙率は、他の重要犯罪の罪種に比べ高い水準を維持している。殺人の解決事件^(注3)を除いた検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると、親族が451件（48.3%）と最も多く、そのうち配偶者（内縁の者を含む。）が157件で最も多かった。

注1：財産犯の被害状況については、72頁参照

2：殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買

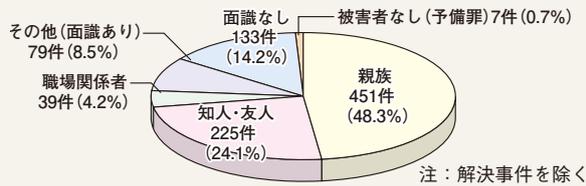
3：刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件

図表 2-5 殺人の認知・検挙状況の推移 (平成17~26年)



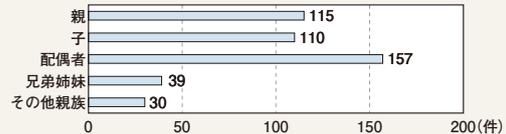
注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

図表 2-6 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況 (平成26年)



注：解決事件を除く

図表 2-7 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況 (平成26年)



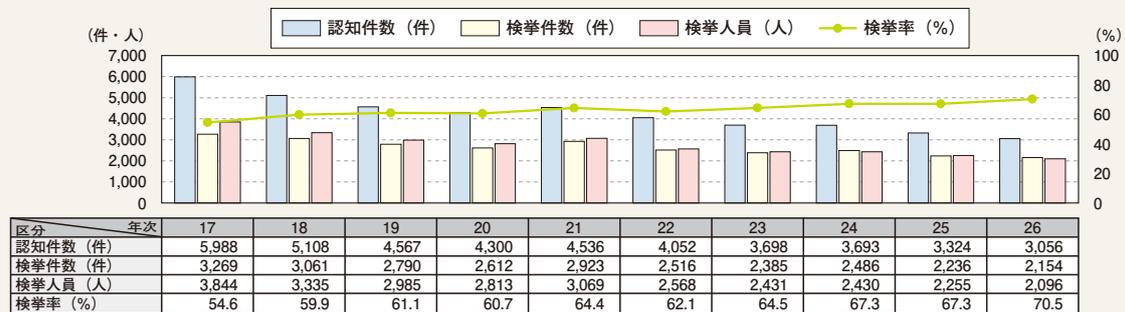
注1：解決事件を除く

注2：続柄は、被害者から見た被疑者との続柄である

② 強盗

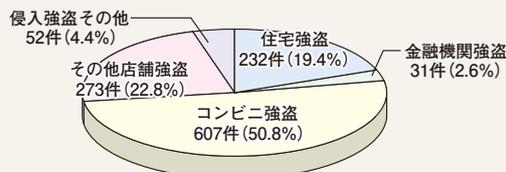
強盗の認知・検挙状況の推移は、図表 2-8 のとおりである。26年中の強盗の認知件数は、前年より減少し、ピーク時である15年の7,664件と比べ4,608件 (60.1%) 減少した。手口別の認知件数では、侵入強盗が1,195件で、うち50.8%がコンビニ強盗であり、非侵入強盗は1,861件で、うち46.9%が路上強盗であった。検挙率は、26年は前年より3.2ポイント上昇するなど近年上昇傾向にある。

図表 2-8 強盗の認知・検挙状況の推移 (平成17~26年)

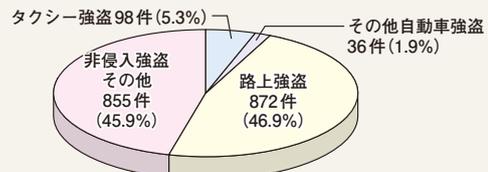


注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

図表 2-9 侵入強盗の手口別認知状況 (平成26年)



図表 2-10 非侵入強盗の手口別認知状況 (平成26年)

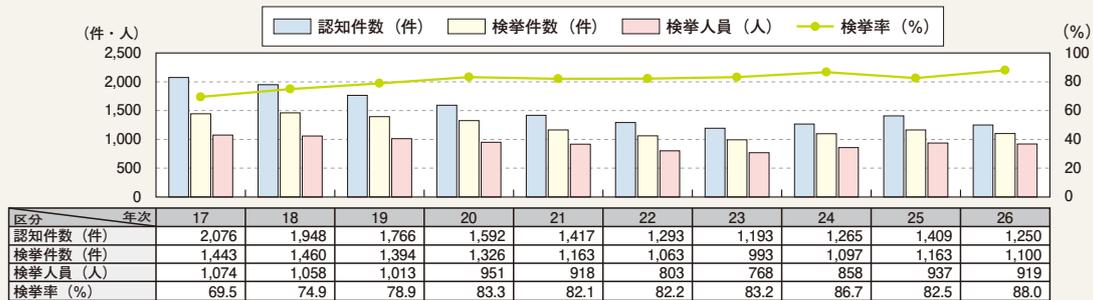


③ 強姦・強制わいせつ

強姦の認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。強姦の認知件数は、16年から23年にかけて連続して減少し、24年から25年にかけては増加に転じたが、26年は前年より減少した。検挙率は、26年は前年より5.5ポイント上昇した。

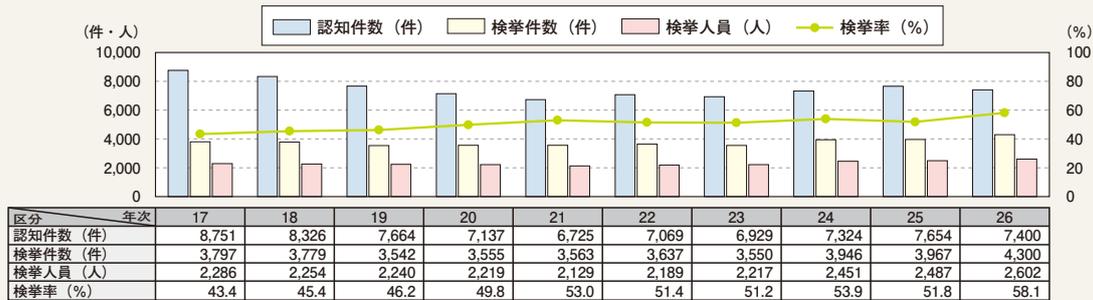
強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。強制わいせつの認知件数は、16年以降減少傾向にあり、24年から25年にかけては増加に転じたが、26年は前年より減少した。検挙率は、26年は前年より6.3ポイント上昇した。

図表2-11 強姦の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

図表2-12 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-13のとおりである。放火の認知件数は17年から24年にかけて減少していたが、25年以降は増加に転じている。検挙率は、過去10年間では、おおむね70～80%の間で推移している。

⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-14のとおりである。

略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別で見ると、女性の被害が約4分の3を超えており、26年は81.3%であった。また、被害者の年齢層別で見ると、6～12歳の割合が近年増加傾向にあり、26年は38.9%であった。検挙率は、18年以降90%前後で推移している。

図表2-13 放火の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
認知件数(件)		1,904	1,759	1,519	1,449	1,350	1,213	1,121	1,078	1,086	1,093
検挙件数(件)		1,361	1,337	1,120	1,054	913	895	880	822	779	837
検挙人員(人)		791	825	764	659	631	651	616	592	549	598
検挙率(%)		71.5	76.0	73.7	72.7	67.6	73.8	78.5	76.3	71.7	76.6

注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

図表2-14 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
認知件数(件)		277	199	207	156	156	186	153	190	185	198
検挙件数(件)		204	180	178	141	140	151	132	173	160	178
検挙人員(人)		176	167	152	129	101	107	118	137	154	144
検挙率(%)		73.6	90.5	86.0	90.4	89.7	81.2	86.3	91.1	86.5	89.9

注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

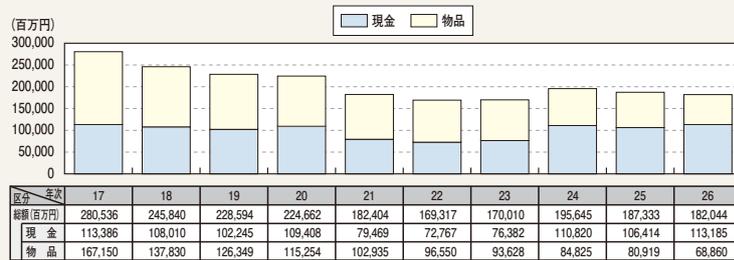
2 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) 財産犯の被害額の罪種別状況

財産犯^(注1)の被害額の推移は、図表2-15のとおりである。財産犯の被害総額は平成14年以降減少傾向にあるが、24年以降、特殊詐欺等による現金の被害額が増加傾向にある。

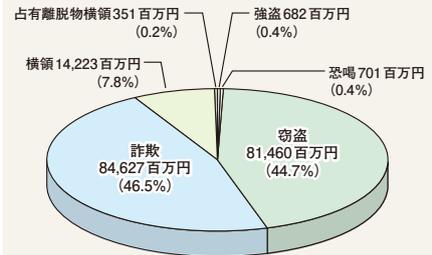
財産犯の被害額の罪種別状況は、図表2-16のとおりである。26年は詐欺の被害額が約84億2,700万円(46.5%)と最も多かった。

図表2-15 財産犯の被害額の推移(平成17~26年)



注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

図表2-16 財産犯の被害額の罪種別被害状況(平成26年)

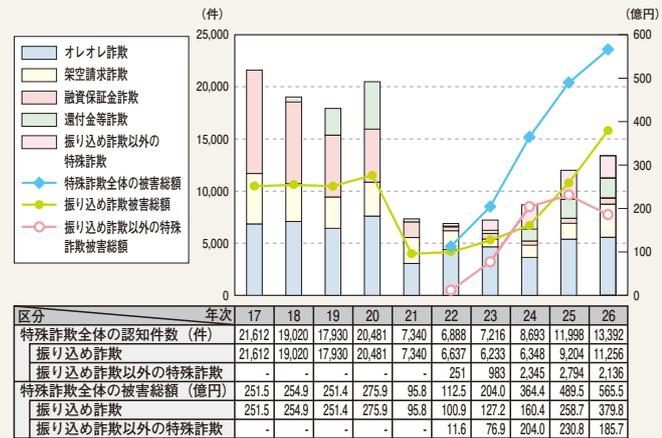


(2) 特殊詐欺の現状

振り込み詐欺(オレオレ詐欺^(注2)、架空請求詐欺^(注3)、融資保証金詐欺^(注4)及び還付金等詐欺^(注5))を始めとする特殊詐欺^(注6)の認知件数・被害総額の推移は、図表2-17のとおりである。

特殊詐欺全体の認知件数及び被害総額は、振り込み詐欺以外の特殊詐欺を振り込み詐欺と共に集計することとした平成22年以降、増加を続けている。特に、被害総額については、振り込み詐欺の中でも1件当たりの被害額が大きくなり、現金を宅配便等で送付する「現金送付型」の架空請求詐欺の多発により、過去最高となった。

図表2-17 特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移(平成17~26年)



注：振り込み詐欺以外の特殊詐欺は、22年2月から集計

注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

2：親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

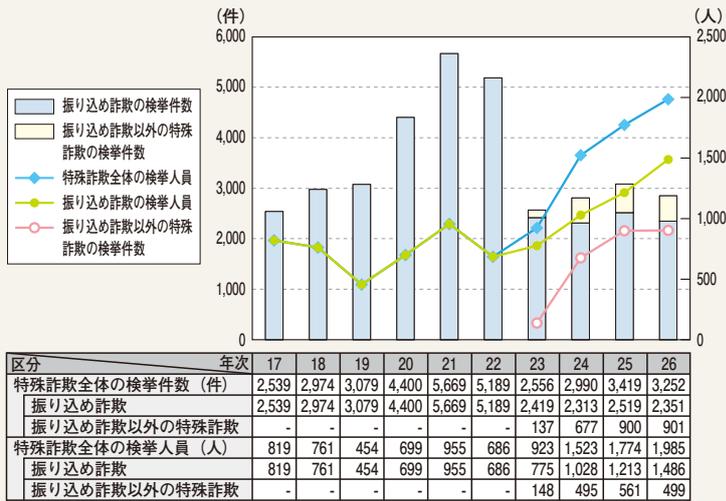
3：架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

4：融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺

5：市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要の手続きを装って現金自動預払機(ATM)を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺(平成18年6月に初めて認知された。)

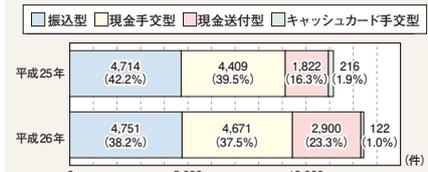
6：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝を含む。)の総称であり、振り込み詐欺のほか、金融商品等取引名目、ギャンブル必勝情報提供名目、異性とのお付き合い名目等の詐欺がある。

図表2-18 特殊詐欺の検挙状況の推移（平成17～26年）

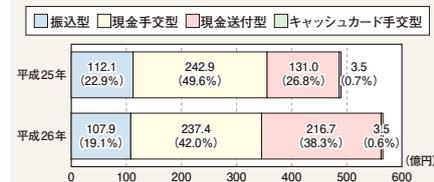


注：振り込み詐欺以外の特殊詐欺は、23年1月から集計

図表2-19 特殊詐欺の交付形態別認知件数(既遂)（平成25、26年）



図表2-20 特殊詐欺の交付形態別被害額（平成25、26年）



（3）特殊詐欺を撲滅するための取組

警察では、依然として大きな被害が発生しているこれらの特殊詐欺を撲滅するための取組を推進している。

① 警察の総力を挙げた取締活動の推進

都道府県警察では、高齢者を標的とした特殊詐欺に重点を置き、部門横断的な集中取締体制の構築等により、検挙の徹底を図っている。また、警察庁では、集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な取締活動を推進するとともに、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進している。

また、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等が特殊詐欺に利用されていることから、これらの流通を遮断し、犯行グループの手に渡らないようにするため、預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為についても、関係法令を駆使して取締りに当たっている。

② 国民から寄せられた情報による先制的抑止措置の推進

警察では、110番通報のほか、警察相談専用電話（全国統一番号「#（シャープ）9110」番^{（注1）}）、専用メールアドレス等の様々な窓口を通じて、特殊詐欺に関する相談や情報を幅広く受け付けており、平成27年4月からは、匿名通報ダイヤル^{（注2）}で特殊詐欺に関する情報を受け付けることとした。また、国民から寄せられた情報を活用し、携帯電話事業者に対する犯行に利用された携帯電話の契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等による犯行ツールの無力化等を実施するほか、「だまされた振り作戦^{（注3）}」による犯人の検挙を推進している。さらに、犯行に悪用された私設私書箱の住所等が記載されたリストを警察庁ウェブサイトに掲載し、広く注意を呼び掛けており、郵便・宅配事業者においては、同リストを活用して、被害金が入った宅配便等の発見や警察への通報を行っている。

注1：108頁参照

2：警察庁の委託を受けた民間団体が、国民から一定の犯罪等に関する匿名の通報を電話又はインターネットにより受け付け、事件検挙等への貢献度に応じて通報者に情報料を支払う制度。電話番号は、0120-924-839（平日午前9時30分から午後6時15分まで受付）

3：特殊詐欺の電話等を受け、特殊詐欺であると見破った場合に、だまされた振りをしつつ、犯人に現金等を手渡した上で警察へ通報してもらい、自宅等の約束した場所に現れた犯人を検挙する、国民の積極的かつ自発的な協力に基づく検挙手法

③ 官民一体となった予防活動の推進

ア 広報啓発活動の推進

特殊詐欺の被害を防止するためには、国民の犯罪に対する「抵抗力」を高めていくことが重要である。このため、警察では、様々な機会を通じて、その手口や被害に遭わないための注意点等の情報を積極的に国民に対して提供しているほか、戸別訪問等の直接的・個別的な働き掛けを推進している。



広島県警察による被害防止キャンペーンの状況

イ 関係機関・団体等との連携

被害金を犯人が利用する預貯金口座に振り込む「振込型」による被害が多発しているほか、宅配便等で送付する「現金送付型」による被害が急増している。このため、警察では、金融機関や日本証券業協会、宅配事業者等の関係機関・団体等との連携を強化し、被害防止キャンペーンの実施等、官民一体となった予防活動を推進している。

コラム 被害者を取り巻く様々な方面からの被害防止

特殊詐欺の被害金の多くがATMや金融機関窓口を利用して送金又は出金されていることから、金融機関職員等による顧客への声掛けは、被害防止のために極めて重要である。警察では、声掛けをする際に顧客に示すチェックリスト^(注1)の提供、金融機関等の職員と共同で行う訓練等により声掛けを促進している。



京都府警察による金融機関における声掛け訓練の状況

さらに、コンビニエンスストアや宅配事業者に対して現金が入っていると疑われる荷物の発見、通報等を依頼するなど、被害者を取り巻く様々な方面からの被害防止を図っている。

(4) 侵入窃盗対策

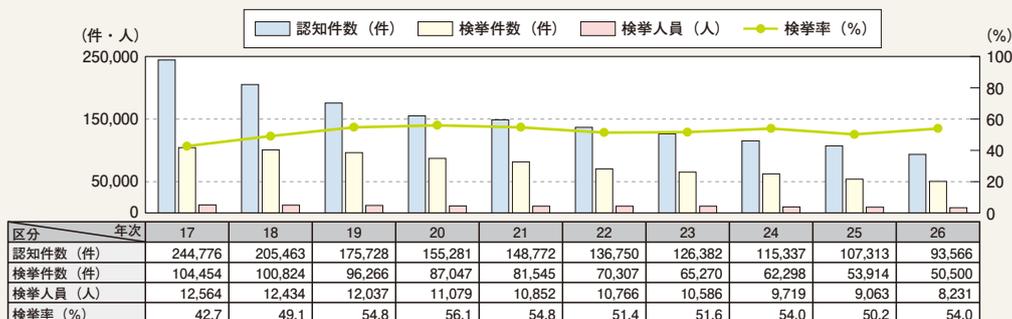
侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図2-21のとおりである。ピーク時である平成14年(33万8,294件)以降減少傾向にあり、同年から26年にかけて、侵入窃盗の認知件数は24万4728件(72.3%)減少した。

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から成る「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品(CP部品)を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には27年3月末現在で17種類3,277品目が掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいる防犯110番」^(注2)を開設し、侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク
CP部品だけが表示できる共通標準でCrime Prevention(防犯)の頭文字を図案化したもの

図表2-21 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移(平成17~26年)



注：20年から24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

注1：「この振込(引出)は息子や孫から電話で頼まれた／はい・いいえ」等の質問項目に回答を求めるもの

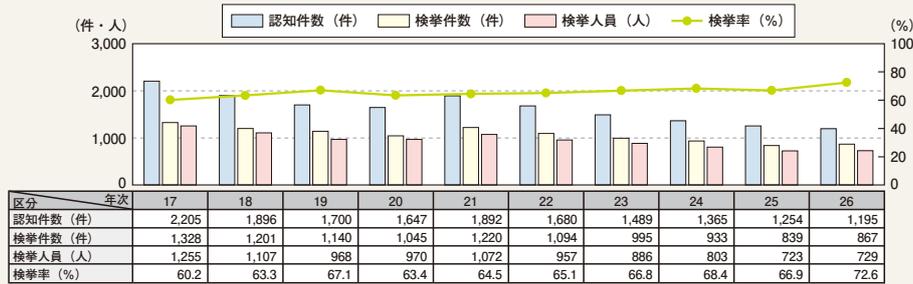
2：http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html

(5) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図2-22のとおりである。平成21年にコンビニ強盗の認知件数が前年比で大きく増加したことなどから、同年には侵入強盗の認知件数が増加に転じたものの、ピーク時である15年（2,865件）以降、減少傾向にある。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表2-22 侵入強盗の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



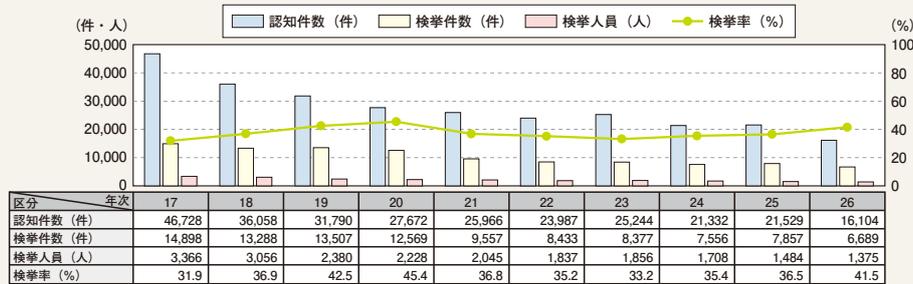
注：20年から24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

(6) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図2-23のとおりである。ピーク時である平成15年（6万4,223件）以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にあるが、車両別被害件数をみると、近年、貨物自動車（トラック、ライトバン等）の占める割合が上昇傾向にある。

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から成る「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」（14年1月策定、25年12月改定）に基づき、イモビライザ^(注1)等の盗難防止機器の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。

図表2-23 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



注：20年から24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

コラム 地域の実情に応じた自動車盗対策

全国に約2,100か所存在するヤード^(注2)のうち約2割以上が存在する千葉県では、近年、一部のヤードにおいて、自動車部品由来の油等による環境汚染、盗難自動車等の不正に取得された自動車の部品の保管等が行われている状況に鑑み、生活環境の保全と平穏な生活の確保を図ることを目的として、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例を制定し、平成27年4月から施行した。同条例では、特定自動車部品のヤード内保管等を行おうとする者の県知事への事前届出、原動機を受け取ろうとする際の相手方の確認、取引記録の作成、立入検査の際の警察への援助要請等が規定されており、これにより、ヤードにおける不正な行為の抑止等の効果が期待されている。

注1：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しないと、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

注2：周囲を鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車の解体、コンテナ詰め等の作業に使用していると認められる施設

(7) 万引き対策

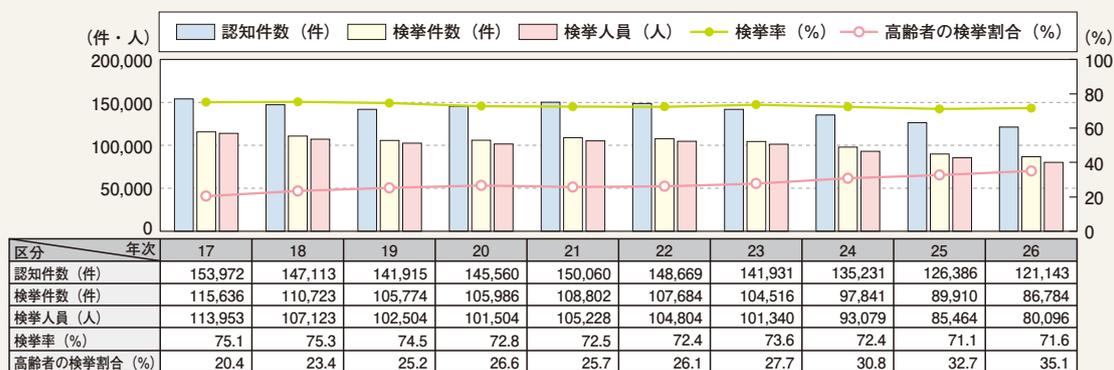
万引きの認知・検挙状況の推移は、図2-24のとおりである。万引きの認知件数は、平成22年以降減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は上昇傾向にあり、26年中は10.0%に達している。また、万引きの検挙人員全体に占める高齢者^(注)の割合は上昇傾向にあり、26年中は35.1%であった。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。



京都府警察万引き防止ポスター

図表2-24 万引きの認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



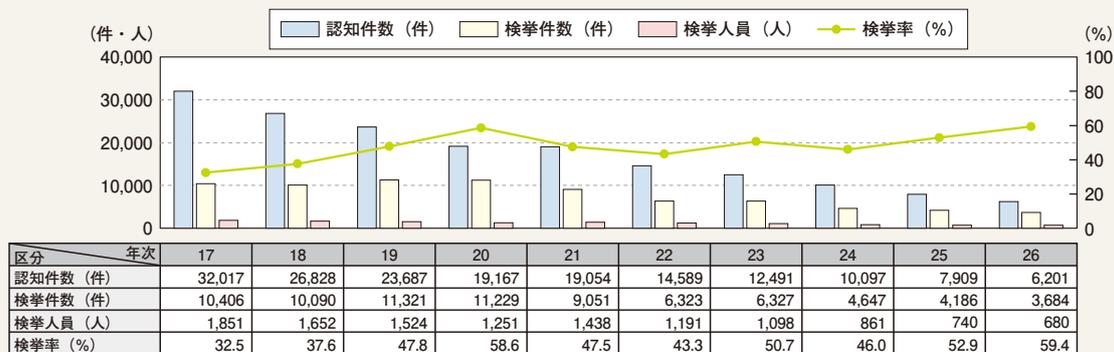
注：20年から24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

(8) ひったくり対策

ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図2-25のとおりである。ひったくりの認知件数は、平成14年（5万2,919件）をピークに12年連続で減少しており、26年中は6,201件と、ピーク時の8分の1以下にまで減少した。

警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について指導啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表2-25 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



注：20年から24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

注：65歳以上の者

(9) 通貨偽造犯罪対策

① 発見状況

過去10年間の偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は図表2-26のとおりであり、平成26年中は、前年より増加した。

図表2-26 偽造日本銀行券の発券枚数の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
合計（枚）	合計（枚）	12,203	4,288	15,779	2,540	3,433	3,609	1,536	1,950	966	2,235
	一万円券	5,714	3,293	3,562	1,975	1,966	2,427	1,157	1,457	587	1,581
	五千円券	557	249	121	105	278	474	85	109	74	108
	二千円券	7	10	13	6	9	327	3	4	2	1
	千円券	5,925	736	12,083	454	1,180	381	291	380	303	545

② 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、精巧に偽造されたものが発見されている。これは、高性能のプリンタ等が一般に普及したためと考えられる。

警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトなどで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

事例

Case

会社員の男（43）は、26年6月頃、東京都内において、停車中のタクシー内で運転手に乗車代金の支払いとして偽造一万円券を手渡し、行使した。同年10月、同会社員を偽造通貨行使罪で逮捕した（警視庁・神奈川）。



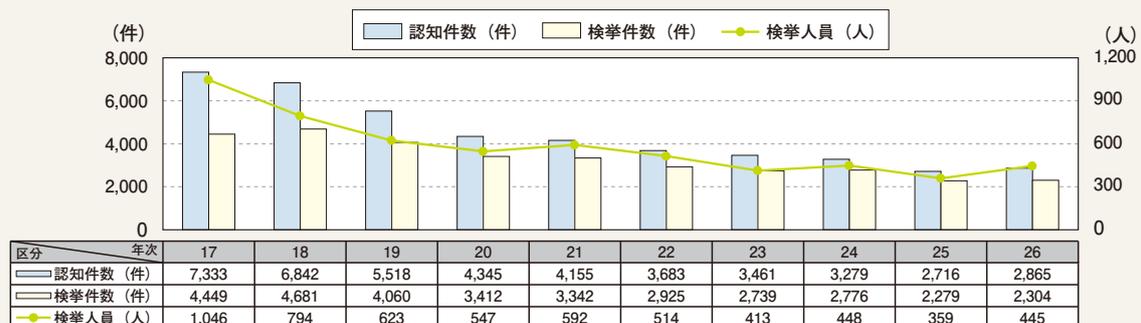
押収した偽造日本銀行券及びカラープリンタ

(10) カード犯罪対策

過去10年間のカード犯罪^(注2)の認知・検挙状況の推移は図表2-27のとおりであり、認知件数、検挙件数及び検挙人員は平成18年以降減少傾向であったが、26年中は、前年より増加した。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-27 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成17～26年）



注：20年～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

注1：届出等により警察が押収した枚数

注2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

(11) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯

利殖勧誘事犯^(注1)の検挙状況の推移は、図表2-28のとおりである。利殖勧誘事犯の検挙事件数及び検挙人員は、近年増加傾向にある。また、被害者に占める高齢者の割合は依然として高い。平成26年中の検挙事件を類型別にみると、元本保証等をうたって、事業等への投資名下に資金を集める事犯が目立った。

警察では、利殖勧誘事犯を重点的に取り締まるとともに、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供等を推進しており、26年中の情報提供件数は950件であった。

図表2-28 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検挙事件数（事件）		9	17	12	22	29	31	35	41	37	40
検挙人員（人）		41	73	86	117	125	110	184	196	189	227

図表2-29 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成26年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等（円）
未公開株に関連した事犯	3	30	0	477	14億7,520万円
公社債に関連した事犯	4	54	2	897	21億1,177万円
ファンドに関連した事犯	8	20	3	2,432	63億7,812万円
外国通貨に関連した事犯	1	1	0	1	0円
その他預り金に関連した事犯	13	59	3	6,040	131億1,782万円
先物取引に関連した事犯	3	15	0	153	4億5,894万円
その他の事犯	8	48	1	12,809	240億2,751万円
計	40	227	9	22,809	475億6,938万円

注1：その他の事犯には、CO₂排出権取引、土地の譲渡担保権取引等が含まれる。

注2：被害額等の計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

事例 Case

会社員の男（43）らは、震災復興をうたい文句にして、キノコ類栽培の農業支援名目で投資を勧誘し、元本保証と配当支払いを約して、24年5月から25年5月にかけて、46都道府県の2,454人から合計約17億4,700万円を受け取り、業として預り金をした。このほか、25年4月から9月にかけて、半導体事業への出資を内容とするファンドへの投資を募って10府県の80人から合計約1,900万円を受け取り、無登録で第二種金融商品取引業を営んだ。26年5月までに、同会社役員ら1法人、36人を出資法違反（預り金の禁止）及び金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した。また、強制捜査に先立って金融機関に対し、法人口座2口座の情報提供を行い、合計約1億8,700万円を凍結した（愛媛、宮城、福島、福岡）。



農業支援名目で栽培されたキノコ類等

② 特定商取引等事犯

特定商取引等事犯^(注2)の検挙状況の推移は、図表2-30のとおりである。前年と比べ、特定商取引等事犯の検挙事件数は、増加したが、検挙人員は減少した。また、26年の検挙事件を類型別にみると、被害者に占める高齢者の割合が高い訪問販売や電話勧誘販売に関連した事犯の検挙が目立った。

注1：出資法、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

注2：訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝に係る事犯

図表2-30 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検挙事件数（事件）		124	138	112	142	152	193	161	124	172	173
検挙人員（人）		330	385	299	279	371	430	314	259	418	330

図表2-31 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成26年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	被害人員等（人）	被害額等（円）
訪問販売	149	241	32,423	23億6,124万円
電話勧誘販売	13	60	6,944	9億7,090万円
連鎖販売取引	2	16	479	2億4,225万円
訪問購入	8	12	941	1,827万円
その他	1	1	31	1,687万円
計	173	330	40,818	36億0,954万円

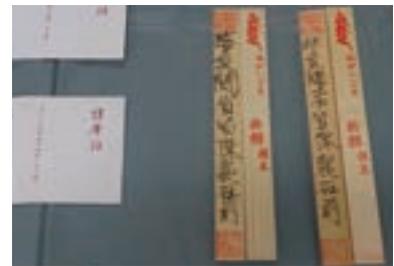
注1：その他とは、通信販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引である。

注2：被害額等の計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

事例

Case

会社従業員の男（36）らは、25年3月から26年5月にかけて、雑誌等に開運カウンセラーが入念したとする開運ブレスレットの販売広告を掲載した上、購入した客に願い事や悩みを記載させた御札等を送付させ、さらに、電話で「御札を焚き上げたところ、燃え方がおかしい。」「あなたに憑いている邪念を祓えば、金運も上がる。」などとうそを告げて、祭壇作成費用等の名目で、47都道府県の537人から合計約2億4,165万円をだまし取った。26年10月、同会社従業員ら4人を詐欺罪で逮捕した（熊本）。



押収した御札等

(12) ヤミ金融事犯対策

ヤミ金融事犯^(注1)の検挙状況の推移は図表2-32のとおりである。ヤミ金融事犯のうち、無登録・高金利事犯の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にあるが、ヤミ金融関連事犯^(注2)については、増加傾向にある。また、不動産売買等を偽装した新たな手口がみられた。平成26年中に検挙した無登録・高金利事犯に占める暴力団が関与する事犯の割合は、19.9%であった。

警察では、引き続き取締りを推進するほか、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供、ヤミ金融に利用されたレンタル携帯電話の解約についての事業者への要請等の総合的な対策を行っている。26年中の情報提供件数は3万4,705件、レンタル携帯電話事業者への解約要請は3,973件であった。

図表2-32 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検挙事件数（事件）		339	323	484	437	442	393	366	325	341	422
検挙人員（人）		706	710	995	860	815	755	666	470	523	558

事例

Case

登録貸金業者の男（44）らは、17年6月から25年6月にかけて、顧客が所有する不動産を買戻し特約付きの条件で買い取り、元金として買い取り代金を顧客に交付し、期日には顧客が元利金として買戻し金を支払うなどとして、不動産売買を偽装し、法定利息の約14倍から約114倍で金銭を貸し付け、約74億3,700万円の元利金を受領した。26年1月、男ら1法人、8人を出資法違反（超高金利・脱法行為）で検挙した（警視庁）。

注1：出資法違反（高金利等）及び貸金業法違反並びに貸金業に関連した詐欺、恐喝等に係る事犯

注2：貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反に係る事犯

(13) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯^(注1)、海賊版事犯等の著作権侵害事犯^(注2)においては、インターネットを利用して侵害行為が行われることが多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。加えて、偽ブランド品については、その広告が掲載されている日本語のウェブサイトを通じて注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で密輸入されるものが多いことから、警察では、中国等の外国捜査機関に対し情報を提供し、被疑者の検挙やウェブサイトの削除を要請している。

また、不正商品対策協議会^(注3)における活動を始め、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表 2-33 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成22～26年）

区分	22		23		24		25		26	
	事件数 (事件)	人員 (人)								
商標法違反（偽ブランド事犯等）	218	321	236	337	260	420	241	346	247	381
著作権法違反（海賊版事犯等）	162	222	194	258	196	285	240	279	270	348
その他	18	40	20	52	54	141	43	91	57	109
合計	398	583	450	647	510	846	524	716	574	838

図表 2-34 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成17～26年）

区分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総数（点）	154,075	190,062	315,302	280,679	107,637	128,252	168,303	88,846	74,059	84,396
中国	9,663	73,512	143,170	268,326	93,800	118,162	159,276	73,511	63,373	57,221
韓国	98,436	115,881	117,930	5,972	13,529	9,032	7,228	15,230	10,425	26,461
香港	2,091	70	49,694	12	181	17	62	61	22	472
台湾	32,258	388	0	0	0	825	83	0	0	1
その他	11,627	211	4,508	6,369	127	216	1,654	44	239	241

事例

Case

衣類販売会社の実質的経営者の男（39）らは、平成25年4月から6月にかけて、インターネット上に設けた販売サイトを通じ、中国から輸入した偽ブランド品の衣類5点を販売し、購入者から約2万7,000円をだましとるなどした。26年4月までに、同男に加え、密輸入をしていた中国人ブローカーら7人を詐欺罪、商標法違反等で検挙した（愛知）。



押収した偽ブランド品の衣類

② 営業秘密侵害事犯

26年中は、企業の保有する技術情報等が、同業他社に転職した元社員によって持ち出される事犯や、システム開発を請け負った他社の社員によって、大量の個人情報を持ち出され、名簿業者に売り渡される事犯等、社会の関心を呼ぶ営業秘密侵害事犯^(注4)の検挙が目立った。

事例

Case

派遣システムエンジニアの男（39）は、26年6月、2回にわたり、不正の利益を得る目的で、派遣先の会社のサーバコンピュータにアクセスし、同社の営業秘密である顧客情報合計約2,989万件を自己所有のスマートフォンの内蔵メモリに記録させて複製し、営業秘密を領得した。また、当該顧客情報約1,009万件を大容量ファイル送信サービスを使用して、名簿業者に送信し、営業秘密を開示（販売）した。同年8月までに、同派遣システムエンジニアを不正競争防止法違反（営業秘密の領得・開示）で検挙した（警視庁）。

注1：商標法違反に係る事犯

2：著作権法違反に係る事犯

3：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の捜査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

4：不正競争防止法第21条第1項に係る事犯

3 構造的な不正事案への対策

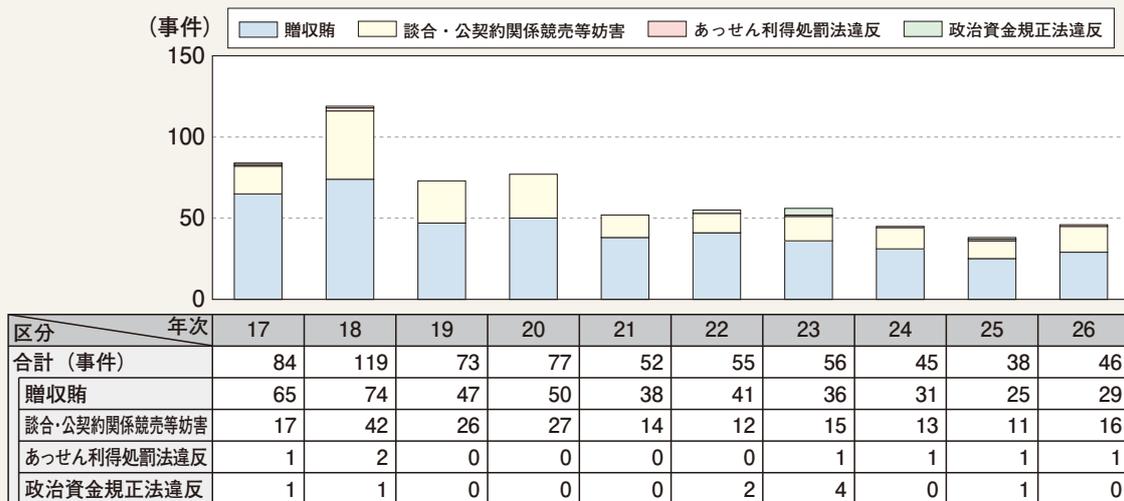
(1) 政治・行政をめぐる不正事案対策

地方公共団体の首長や職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法^(注)違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、この種事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、この種事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日施行）における選挙期日後90日現在（27年3月14日現在）の公職選挙法違反の検挙件数は87件、検挙人員は105人（うち逮捕者は20人）であった。

図表2-35 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数の推移（平成17～26年）



注1：公職選挙法違反事件を除いている。

注2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

事例 Case

元南島原市長（67）らは、24年8月頃から25年9月頃までの間、数回にわたり、電気設計等を業とする会社役員らから、同市が発注するポンプ場施設整備工事等の受注に関して、職務上不正な行為をしたことの謝礼として、現金合計約1,300万円を収受した。26年7月、同市長ら2人を加重収賄罪で逮捕した（長崎）。

事例 Case

福岡県川崎町長（66）らは、25年10月頃及び同年11月頃の2回にわたり、測量・設計等を業とする会社役員から、同町が発注する改良住宅改善測量・造成設計等業務委託の受注に関して、職務上不正な行為をしたことの謝礼として、現金合計800万円を収受した。26年9月、同町長ら3人を加重収賄罪等で逮捕した（福岡）。

注：入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

(2) 経済をめぐる不正事案対策

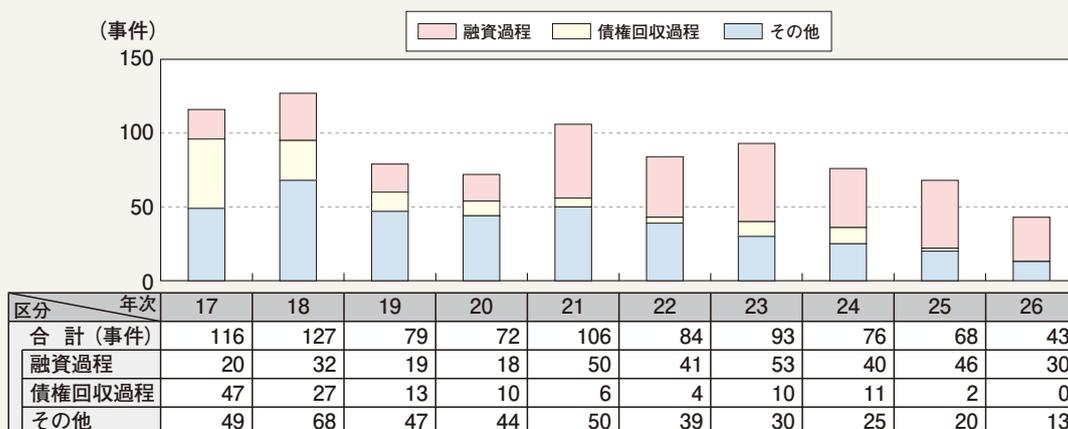
企業の役職員らが企業の内部統制を逸脱したことによる違法事犯のほか、最近の経済状況を背景として、金融機関からの各種融資をめぐる詐欺事犯、証券市場を舞台とした証券の発行や取引に関連した事犯が後を絶たない状況にある。また、国の補助金や生活保護費等の不正受給事犯も相次いで発生している。

警察では、これら企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、金融事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

これらの不正の背景には、企業や業界を取り巻く利権に絡む構造的な不正や反社会的勢力等の介在も見られることから、その摘発を図ることが課題となっている。

このような犯罪の捜査では、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察において、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図表 2-36 金融・不良債権関連事犯の検挙件数の推移（平成17～26年）



事例 Case

NPO法人の元代表理事（35）らは、震災等緊急雇用対応事業委託契約に基づく委託料を業務上預かり保管中、自己らの用途に費消する目的で、平成23年11月頃から24年11月頃にかけて、合計約5,300万円を横領した。26年2月、同元代表理事ら5人を業務上横領罪で逮捕した（岩手）。

事例 Case

婦人服輸入販売会社の元代表取締役（57）らは、同元代表取締役が経営する他社の利益を図る目的で、任務に背き、貸付金の回収が困難となり、損害を与えることを認識しながら、貸付金の回収を確保するための措置を講ずることなく、21年1月頃から24年5月頃にかけて、当該他社に対し合計約6億4,900万円を貸し付け、もって財産上の損害を与えた。26年5月、同元代表取締役ら2人を会社法違反（特別背任）で逮捕した（警視庁）。

事例 Case

東証一部上場の機械器具販売会社の元営業部長（56）らは、真実は同社が発注した設置工事等の注文が架空であるにもかかわらず、これらが存在するかのように装って、発注先の会社から内容虚偽の請求書を郵送させ、20年1月頃から21年8月頃にかけて、約束手形13通を発行させるなどして、額面金額合計約2,200万円をだまし取った。26年10月、同元営業部長ら3人を詐欺罪で逮捕した（大阪）。

4 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯対策

保健衛生事犯^(注1)の検挙状況の推移は、図表2-37のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を広告・販売するなどの医薬品医療機器法違反、無資格で医行為や美容施術を行うなどの医師法違反等の、国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

無承認医薬品の広告・販売事犯については、近年、国外を仕出地とするものが全体の半数前後を占めている上、インターネットを利用して広告・販売を行っているものも多く、警察では、外国捜査機関等に対し情報を提供し、ウェブサイトの削除を要請するなどしている。また、警察では、無免許業者によるアートメイク^(注2)やまつ毛エクステンション^(注3)等の健康被害のおそれがある事犯についても、取締りを推進している。

図表2-37 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成22～26年）

区分	22		23		24		25		26	
	事件数 (事件)	人員 (人)								
薬事関係事犯	103	187	114	194	105	164	87	139	414	537
医事関係事犯	37	82	30	51	39	66	39	58	63	92
公衆衛生関係事犯	243	282	199	228	197	210	210	240	196	219
合計	383	551	343	473	341	440	336	437	673	848

事例

Case

美容エステ店の経営者（46）らは、平成5年頃から、医師免許又は美容師免許を受けず、業として、アートメイクやまつ毛エクステンションを行っていた。26年5月、同経営者ら2法人、13人を医師法違反（無資格医業）又は美容師法違反（無免許営業等）で検挙した（京都）。

(2) 食の安全に係る事犯対策

食の安全に係る事犯^(注4)の検挙状況の推移は図表2-38のとおりであり、平成26年中は、中国産米を混入させた精米を国産米100%であるかのように表記して販売するなど、原産地を偽装した事犯等の検挙がみられた。

図表2-38 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次										
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
検挙事件数（事件）	26	25	52	37	66	46	39	41	40	37	
食品衛生関係事犯	18	20	48	21	32	36	27	21	26	20	
食品の産地等偽装表示事犯	8	5	4	16	34	10	12	20	14	17	
検挙人員（人）	37	35	90	91	132	85	76	73	80	77	
食品衛生関係事犯	21	23	69	34	25	65	39	22	44	28	
食品の産地等偽装表示事犯	16	12	21	57	107	20	37	51	36	49	
検挙法人（法人）	7	4	5	24	37	26	13	14	17	17	
食品衛生関係事犯	1	1	3	5	6	19	5	3	9	3	
食品の産地等偽装表示事犯	6	3	2	19	31	7	8	11	8	14	

注1：薬事関係事犯（医薬品医療機器法違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

2：人の皮膚に針を用いて色素を注入することにより、化粧をしなくても眉・唇等の色合いを美しく見せようとする施術

3：人工毛を専用の接着剤でまつ毛に付け、まつ毛を長くしたり、濃くしたりするなど、ボリュームアップする施術

4：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型性風俗特殊営業及び電話異性紹介営業の届出数は減少している。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、最近5年間増加している。

図表2-39 風俗営業の営業所数の推移（平成22～26年）

区分	年次	22	23	24	25	26
総数（軒）		102,207	99,994	98,432	96,136	94,769
第1号営業（キャバレー等）		3,128	2,933	2,774	2,602	2,463
第2号営業（料理店、カフェ等）		66,009	65,313	65,215	64,349	64,254
第3号営業（ナイトクラブ等）		467	442	413	391	377
第4号営業（ダンスホール等）		197	187	150	140	134
第5号及び第6号営業		7	6	6	6	5
第7号営業		25,262	24,465	23,693	22,876	22,097
まあじゃん屋		12,687	12,054	11,450	10,882	10,376
ぱちんこ屋等（注）		12,479	12,323	12,149	11,893	11,627
その他		96	88	94	101	94
第8号営業（ゲームセンター等）		7,137	6,648	6,181	5,772	5,439

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

図表2-40 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成22～26年）

区分	年次	22	23	24	25	26
総数（件）		25,102	29,391	30,133	30,969	31,514
店舗型性風俗特殊営業		6,208	8,835	8,685	8,501	8,373
第1号営業（ソープランド等）		1,238	1,246	1,235	1,218	1,224
第2号営業（店舗型ファッションヘルス等）		836	822	824	813	810
第3号営業（ストリップ劇場等）		139	125	116	110	98
第4号営業（ラブホテル等）		3,692	6,259	6,152	6,027	5,940
第5号営業（アダルトショップ等）		303	272	252	232	206
第6号営業（出会い系喫茶等）		—	111	106	101	95
無店舗型性風俗特殊営業		16,983	18,336	19,257	19,986	20,491
第1号営業（派遣型ファッションヘルス等）		15,889	17,204	18,119	18,814	19,297
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）		1,094	1,132	1,138	1,172	1,194
映像送信型性風俗特殊営業		1,554	1,888	1,879	2,187	2,380
店舗型電話異性紹介営業		174	151	138	127	107
無店舗型電話異性紹介営業		183	181	174	168	163

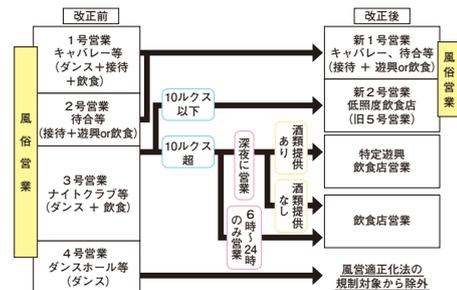
図表2-41 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成22～26年）

区分	年次	22	23	24	25	26
総数（軒）		272,049	272,985	273,868	276,353	277,338

コラム ダンス営業に係る規制の見直しのための風営適正化法改正

平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画等を踏まえ、警察庁では、風営適正化法による客にダンスをさせる営業に対する規制の在り方について検討するための有識者会議を開催し、同年9月、「ダンスをさせる営業の規制の在り方等に関する報告書」が取りまとめられた。これを受け、客にダンスをさせる営業に対する規制の見直し等を内容とする風営適正化法の一部を改正する法律が、27年6月、第189回国会で成立し、このうちダンスホール等営業を風営適正化法の規制対象から除外する規定は、公布の日から施行された。

客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しイメージ



(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

平成26年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等^(注)の割合は27.9% (149人)と、依然として売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、インターネットの出会い系サイトや出会い系アプリを利用する事犯のほか、看板を掲げず、マンションの一室を使用するなど違法性風俗店の潜在化傾向がみられる。

② 風俗関係事犯

26年中の風営適正化法による検挙状況は、前年に比べ、客引きの検挙件数が特に減少している。

また、わいせつ事犯の検挙状況は、前年に比べ、ほぼ横ばいである。わいせつ事犯に関しては、近年、コンピュータ・ネットワークを利用してわいせつな画像を公然と陳列する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

このほか、カジノバー等における賭博事犯では、店舗の出入口に監視カメラを設置して見張りを強化したり、店舗の扉を二重扉構造に改造して補強したりするなど、警察の取締りから逃れるための悪質で巧妙な対策を講じているものがみられる。

図表2-42 売春防止法違反の検挙状況の推移(平成22～26年)

区分	年次		22		23		24		25		26	
	件数、人員		件数(件)	人員(人)								
総数			1,386	727	1,138	675	1,079	701	1,030	639	817	535
街娯型	勧誘等		248	243	297	296	237	230	251	253	256	248
	場所提供		128	185	130	161	103	189	84	142	70	77
管理型	管理売春		3	4	1	3	7	7	5	5	6	21
	資金提供		7	7	9	9	6	9	6	7	4	4
派遣型	周旋		669	246	397	179	369	238	398	210	344	166
	契約		323	35	302	25	355	27	283	19	134	17
その他			8	7	2	2	2	1	3	3	3	2

図表2-43 風営適正化法違反の検挙状況の推移(平成22～26年)

区分	年次		22		23		24		25		26	
	件数、人員		件数(件)	人員(人)								
総数			2,876	3,522	2,672	3,402	2,682	3,212	2,710	3,040	2,477	2,640
禁止区域等営業			502	984	463	842	378	687	362	656	347	582
	年少者使用		296	416	308	419	260	321	261	323	212	281
客引き			585	844	533	791	594	796	575	799	436	610
無許可営業			580	753	545	767	496	719	416	559	367	456
構造設備・遊技機無承認変更			34	41	43	45	57	67	54	59	39	31
20歳未満の客への酒類提供			66	128	73	135	96	180	94	176	101	197
その他			813	356	707	403	801	442	948	468	975	483

図表2-44 わいせつ事犯の検挙状況の推移(平成22～26年)

区分	年次		22		23		24		25		26	
	件数、人員		件数(件)	人員(人)								
総数			2,736	2,532	3,084	2,761	3,334	2,877	2,931	2,558	2,903	2,341
公然わいせつ			1,953	1,727	1,926	1,700	2,064	1,745	1,921	1,662	1,870	1,554
	わいせつ物頒布等		783	805	1,158	1,061	1,270	1,132	1,010	896	1,033	787

事例 Case

風俗店経営者の女(39)らは、25年6月頃、法令で定める店舗型性風俗特殊営業の営業禁止地域内に所在するワンルームマンションに店舗を設け、女性従業員が男性客に性的サービスを提供する営業を営んだ。また、暴力団組員の男(47)らは、同店舗として使用された部屋を住居として使用する旨を装い、24年8月から25年6月までの間、不動産会社を誤信させて賃貸借契約を締結し、同経営者らに使用させた。26年2月までに、同経営者らを風営適正化法違反(禁止地域営業、客引き)で、同組員らを詐欺罪等で検挙した(千葉)。

(3) 人身取引事犯対策

警察では、入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大使館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っている。

26年中の人身取引事犯の検挙人員は33人で、そのうち風俗店等関係者が7人、仲介業者が6人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は24人で、その国籍の内訳は、日本(12人)、フィリピン(10人)、タイ(1人)、中国(1人)であった。外国人被害者の入国時の在留資格は、短期滞在(8人)が過半数を占めた。

注：4頁参照

事例
Case

人身売買ブローカーの男（64）らは、「日本に行けばいい仕事があるので稼げる」などと甘言を用いてフィリピン人女性3人を日本に入国させ、うち2人を日本人男性2人にそれぞれ現金150万円、現金34万円で売り渡したほか、逃亡を図ろうとしたフィリピン人女性に対し、「私たちがあなたを殺しても誰にもわからない」等と言って脅迫した上、監禁した。26年8月までにフィリピン人女性3人を保護するとともに、同ブローカーら4人を監禁致傷罪、人身売買罪等で逮捕した（警視庁）。

コラム 「人身取引対策行動計画2014」の策定

政府では、人身取引が重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が必要であるとの認識の下、平成16年12月に「人身取引対策行動計画」が、21年12月に「人身取引対策行動計画2009」が策定された。両計画に掲げられた施策が着実に実施されたことにより、人身取引対策は大きく前進し、一定の成果を上げたところであるが、依然として人身取引は重大な国際問題であり、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心も高いことから、人身取引に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き推進していくため、26年12月、「人身取引対策行動計画2014」が策定された。

警察では、同計画に沿って、引き続き人身取引事犯の取締りを推進するとともに、関係機関・団体と協力して被害者の発見と適正な保護・支援に努めることとしている。



人身取引対策ポスター

(4) 銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

平成26年末現在、銃刀法に基づき、都道府県公安委員会から10万2,300人が、20万6,634丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。26年中、申請を不許可等とした件数は32件、所持許可を取り消した件数は64件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行っている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出ることとされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表 2-45 運搬届出・立入検査の状況（平成26年）

区分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	37,261	13,507
特定病原体等関係	41	75
放射性同位元素等関係	2,063	1
核燃料物質等関係	139	14

コラム 空気銃射撃競技の選手育成に資するための銃刀法改正

射撃競技団体からの要望等を受け、国際的な空気銃の射撃競技に参加する選手等の育成に資するため、年少射撃資格者^(注1)の年齢要件を14歳から10歳へ引き下げることなどを内容とする銃刀法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、平成26年11月、第187回国会において成立し、27年4月に施行された。また、改正法には、災害により猟銃を亡失した者等が改めてライフル銃を所持しようとする場合の特例に関する規定も盛り込まれ、同規定は、改正法の公布の日から施行された。

(5) 環境事犯対策

① 廃棄物事犯^(注2)

平成26年中の廃棄物事犯の検挙事件数の半数以上を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-46 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検挙事件数（事件）		4,123	5,301	6,107	6,124	6,128	6,183	5,700	5,655	5,169	4,909
検挙人員（人）		5,728	6,852	7,797	7,602	7,599	7,679	7,018	6,841	6,241	5,904
検挙法人（法人）		527	423	549	481	554	482	477	443	391	338

② 動物・鳥獣関係事犯^(注3)

26年中の検挙事件の大半を、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反が占めている。また、同年中には、動物愛護に対する国民の関心が高まる中、ペットを大量に遺棄する動物の愛護及び管理に関する法律違反等が目立った。

図表2-47 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
検挙事件数（事件）		485	621	826	870	839	741	638	666	601	518
検挙人員（人）		561	750	879	898	865	791	709	775	653	566
検挙法人（法人）		4	0	7	14	1	2	4	4	5	5

(6) 探偵業に係る業務の運営の適正化

警察では、探偵業法^(注4)に基づき、探偵業者^(注5)の業務実態を把握するとともに、違法行為に対しては厳正に対処し、探偵業務の運営の適正化を図っている。

事例 Case

探偵業者の男（38）は、平成25年9月、探偵業法により交付が義務付けられた書面を交付せずに探偵業務を行う契約を結び、さらに、26年6月から7月にかけて、同様の契約の締結に際し、解除に関する事項の記載がない書面を交付するなどした。同年11月、同探偵業者の男を探偵業法違反（重要事項説明等義務違反）及び特定商取引に関する法律違反（事実の不告知・不備書面の交付）により逮捕した。また、27年1月、罰金刑が確定したことを受け、同年2月、福岡県公安委員会は、探偵業法に基づき、当該探偵業者に対して営業の廃止命令を行った（福岡）。

注1：空気銃については、原則として18歳以上の者でなければ所持できないが、18歳未満の者であっても年少射撃資格の認定を受けた者は、指定射撃場で特定の射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用することができる。

2：廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯

3：動物の愛護及び管理に関する法律違反及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反に係る事犯

4：探偵業の業務の適正化に関する法律

5：届出のなされている探偵業者数は5,688（平成26年末現在）

第2節

警察捜査のための 基盤整備

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」^(注)の提言を受け、24年3月、「捜査手法、取調べの高度化プログラム」を策定し、次の施策を推進している。

① 取調べの録音・録画の試行の拡充

警察では、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証に資する方策について検討するため、20年9月から警視庁等において取調べの録音・録画の試行を開始し、現在では、全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件及び知的障害を有する被疑者に係る事件について、取調べの様々な場面を対象に試行を実施している。

② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、24年12月に心理学的知見を取り入れた教本「取調べ（基礎編）」を作成したほか、25年5月には「取調べ技術総合研究・研修センター」を新設するなどして、取調べの高度化・適正化等を推進している。

③ 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、取調べ及び供述調書への過度の依存から脱却するとともに、科学技術の発達等に伴う犯罪の高度化・複雑化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを効果的に活用するための取組や、通信傍受の合理化・効率化、仮装身分捜査の導入を始めとする捜査手法の高度化に向けた検討を推進している。

(2) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証のために極めて重要である。

警察では、機動力をいかした捜査活動を行うため、警視庁及び道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発生時に現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊（班）や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を徹底するとともに、より効果的な鑑識活動を行うため、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

図表 2-48 初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



注：国家公安委員会委員長が主催し、有識者から構成された研究会。平成22年2月、治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するため幅広い観点から検討することを目的として発足し、24年2月に最終報告を公表した。

コラム 警察犬の活動について

我が国では、警察犬を犯罪捜査等に活用しており、平成26年中の出動件数は、9,329件であった。

警察犬には、都道府県警察等で直接飼育している直轄警察犬と、民間で飼育している嘱託警察犬とがあり、いずれも高度な訓練を重ね、高い能力を有している。25年6月、大阪市内において発生した未成年者略取事件では、捜査の初期段階で警察犬が被害者の遺留品を発見したことが早期の被疑者検挙につながるなど、警察犬の活動が事件解決に大きく貢献している。



警察犬の出動

(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るため、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察ウェブサイト^(注1)等で対象となる事件等について広報している。

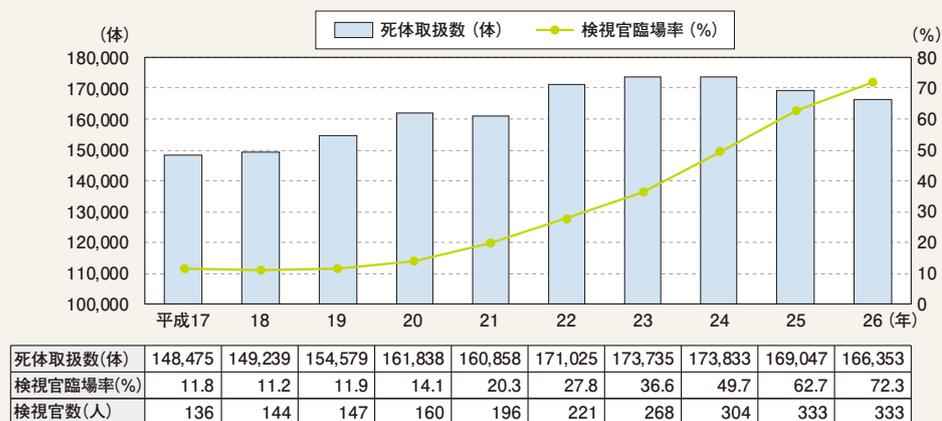
(4) 犯罪死の見逃し防止への取組

平成26年中に警察が取り扱った死体数は約16万6,000体であり、過去10年間で約1.1倍に増加している。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注2)の臨場率の向上、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実及び資機材の整備による体制の強化を推進している。

また、25年4月1日には、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律が施行されたことから、警察では、同法に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するなど、その適正な運用に努めている。

図表2-49 死体取扱数、検視官の臨場率及び検視官数の推移（平成17～26年）



注1：http://www.npa.go.jp/reward/index.html

注2：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

(5) 捜査技能の組織的な伝承

警察官が大量退職し、平成15年からの10年間で地方警察官^(注)の4割以上が入れ替わるなど、急速に世代交代が進んでいる。これは、刑事部門においても例外ではなく、多くの捜査員が退職する一方、若い捜査員が多数任用されている。

このような中、地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が少なくなっており、犯罪の捜査に必要な不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニング（以下「OJT」という。）により伝承されてきた。しかし、捜査員の世代交代が急速に進んだことから、OJTによる方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっており、警察では、体系的に捜査技能が伝承されるよう、組織的な取組を進めている。

① 新時代に対応した刑事捜査員の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性に応じた適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。



先輩捜査員による指導状況（指紋の採取）



先輩捜査員による指導状況（DNA型鑑定に用いる資料の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠組みを超えて広域的に指導官として活用している。

現在、全国警察において、情報分析、強行犯捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野で広域技能指導官が指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

注：都道府県警察の警視正以上の階級の警察官である地方警務官を除く、都道府県警察の警察官

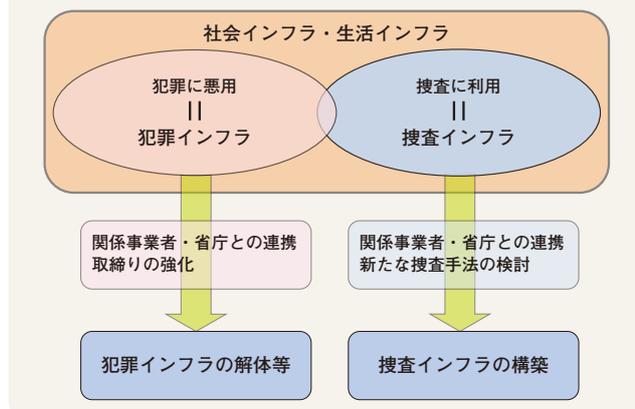
(6) 犯罪インフラ対策の推進

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、不法滞在者等に在留資格を不正取得させる手段となる偽装結婚や偽装認知等のように、その行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、犯罪組織等がこれを利用して各種犯罪を効率的に敢行するなど、治安に対する重大な脅威となっている。

警察では、犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関係事業者等との連携を推進することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、当該サービス等に係る捜査に必要な情報の確保と円滑な入手を可能とすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境として、いわゆる捜査インフラを構築するための取組を推進している。

警察庁においては、こうした取組を更に強化するため、平成26年4月、刑事局に捜査支援分析管理官を設置した。捜査支援分析管理官においては、関係機関・団体等と連携して、犯罪の捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にする取組を行っていくとともに、携帯電話、預貯金口座等のほか、技術の発展等に伴う新たな制度・サービスが犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進している。

図表2-50 犯罪インフラの解体等及び捜査インフラの構築



コラム 携帯電話の本人確認の徹底に向けた取組

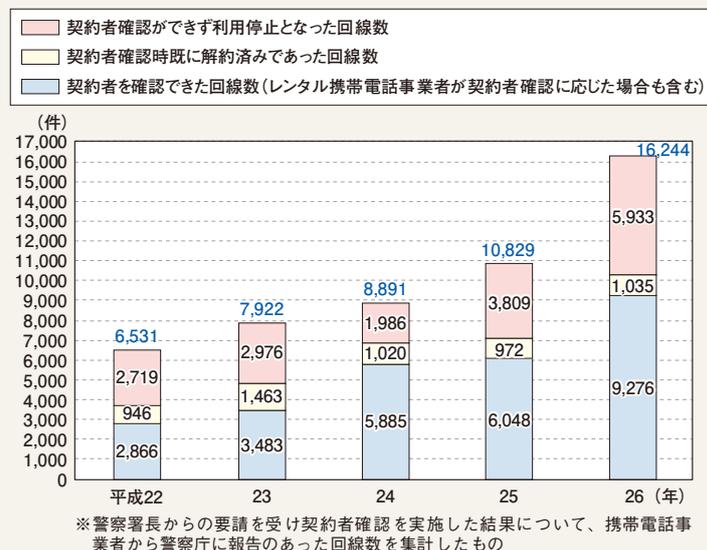
携帯電話事業者は、携帯電話の契約に際しては、携帯電話不正利用防止法により、契約者に対する本人確認が義務付けられている。しかし、本人確認が不十分であったり、偽変造された本人確認書類が用いられたりすることにより、携帯電話が不正に取得され、犯罪に悪用される場合がある。これらの携帯電話は、契約者（名義人）と実際の使用者が異なっているため、実際の使用者を特定することが困難となる。

警察では、携帯電話事業者等に対し、偽変造の疑いがある本人確認書類による契約の申込みがあった場合の警察への通報を依頼するなど、契約者の本人確認の徹底を促している。

また、携帯電話が犯罪に悪用されていると認められる場合、同法に基づき、携帯電話事業者に対し、当該携帯電話の契約者に契約者情報を確認するなどして本人確認を行うよう求めている。

なお、警察から契約者の確認を求められた携帯電話事業者は、契約者が本人確認に応じない場合には、同法に基づき、携帯電話の利用を停止する措置を執っている。

図表2-51 警察が契約者の確認を求めた状況(平成22～26年)



2 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、三次元顔画像識別システム、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所^(注1)において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注2)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

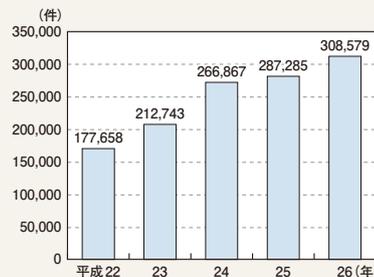
警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注3)。

現在、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合でも、約4兆7,000億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

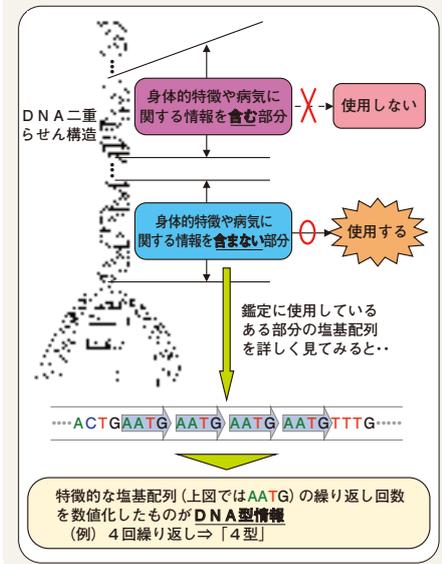
DNA型鑑定の実施件数は、図表2-52のとおり、年々増加しており、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査を始めとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

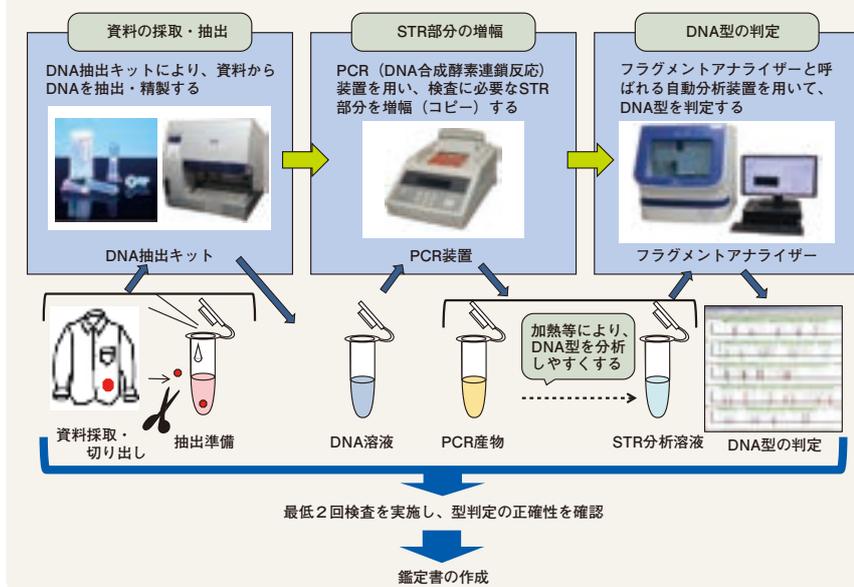
図表2-52 DNA型鑑定実施件数の推移（平成22～26年）



図表2-53 警察におけるDNA型鑑定の概要



図表2-54 DNA型鑑定（STR型検査法）の流れ



注1：203頁参照

2：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

3：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

(2) デジタルフォレンジック

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。

電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、電磁的記録を犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び地方機関^(注1)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタルフォレンジック^(注2)を活用した技術支援を行っている。また、民間企業との技術協力を推進し、常に最新の技術情報を収集するとともに、国内外の関係機関と情報共有を図るなど、電磁的記録の解析に係る技術やノウハウを蓄積している。

近年では、情報通信技術の急速な進展により、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が困難化している。そこで警察では、警察庁高度情報技術解析センターを中心に、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能な解析用資機材を整備し、破損した電子機器等に記録された情報の抽出・解析等の高度な解析を実施している。

図表2-55 デジタルフォレンジックの概要

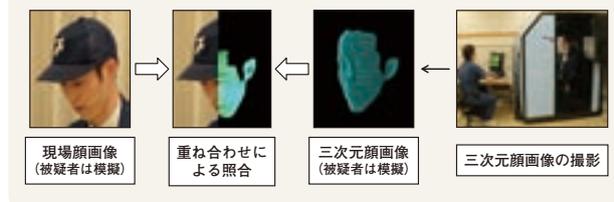


(3) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と、別に取得した被疑者の三次元顔画像とを照合し、個人を識別するものである。

一般に、防犯カメラ等で被疑者の顔が撮影される角度は様々であるため、防犯カメラ等の画像と被疑者写真等を比較するだけでは個人の識別が困難な場合が多いが、このシステムでは、被疑者の三次元顔画像を防犯カメラ等の画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせることにより、より高い精度で個人を識別することが可能となり、公判における犯人性の立証等に活用されている。

図表2-56 三次元顔画像識別システムによる顔画像照合



(4) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。



指掌紋自動識別システム

注1：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

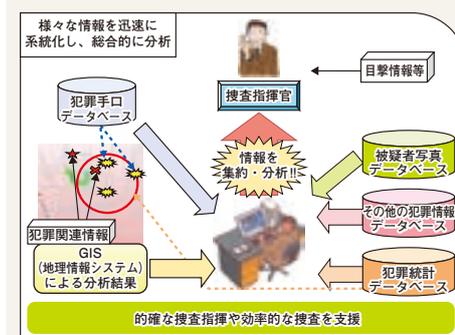
注2：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

(5) 情報分析支援システム (CIS-CATS)

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、平成21年1月から情報分析支援システム (CIS-CATS^(注1)) を運用している。同システムは、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能である。

警察では、同システムを活用して、的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことにより、事件解決に役立っている。

図表 2-57 情報分析支援システム



(6) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗を始めとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

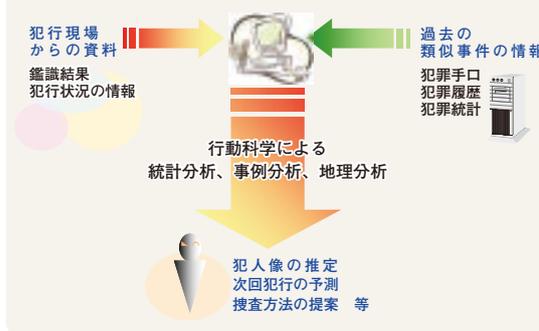
(7) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである^(注2)。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察から捜査員を集め、科学警察研究所で研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。

図表 2-58 プロファイリング



注1：Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool & Systemの略

注2：我が国では、平成6年、科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。18年には、警察庁がプロファイリングを担当する情報分析支援室を設置し、それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

3 緻密で適正な捜査の徹底と司法制度改革への対応

(1) 緻密で適正な捜査の徹底

国家公安委員会は、平成19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定した。この決定を受け、警察庁では、20年1月、警察が当面取り組むべき施策として「警察捜査における取調べ適正化指針」を取りまとめ、これに基づく各種施策を推進している。

また、2年5月に栃木県足利市内において発生したいわゆる足利事件について、22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことを踏まえ、警察庁では同年4月、「足利事件における警察捜査の問題点等について」を取りまとめ、このような事案の絶無を期するため、相手方の特性に応じた取調べ方法の指導・教育や事件の規模、内容に応じて供述吟味担当官（班）^(注)を設置するなどの施策を推進している。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上での適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性や証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努め、取調べの適正化の一層の推進を図っている。

② 各種教育訓練の実施

警察では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る取組の一環として、警察大学校及び管区警察学校等において「取調べ専科」等を実施し、捜査員の取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、個々の捜査員の「適正な取調べ」に対する意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月、取調べの一層の適正化に資するため、被疑者取調べ監督制度を開始し、警察庁長官官房総務課に取調べ監督指導室を、都道府県警察本部等の総務又は警務部門に被疑者取調べの監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制を整備し、取調べの状況の確認、調査等、必要な措置を行っている。



取調べを想定した教育訓練



取調べ室の外部からの視認状況

注：事件の重大性、悪質性、社会的反響等の大きさを踏まえ、捜査本部設置事件等における捜査指揮を強化する必要がある場合に、事件主管課に所属する警視、警部又は警部補の階級にある警察官で捜査主任官以外の者から選任し設置するもの。被疑者の供述と客観的証拠、裏付け捜査等との関係を精査し、自白の信用性をチェックする役割を果たす。

(2) 司法制度改革への対応

① 裁判員制度^(注1)を踏まえた客観証拠の収集

裁判員制度の下では、一般国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官と共に被告人の有罪・無罪及び量刑を決めることとなり、公判において、裁判員の的確な心証形成に資する客観証拠がより重視されるようになってきている。このことを受け、警察では、法律の専門家ではない裁判員であっても的確な心証形成が可能となるよう、事件現場における遺留物等犯行の裏付けとなる客観証拠の収集を徹底するため、初動捜査体制を強化している。

② 取調べをめぐる環境の変化

ア 否認事件の増加

裁判員制度が導入された一方で、図表2-59のとおり、刑法犯の通常第一審事件^(注2)の手續が終局した時点^(注3)において否認^(注4)する者の割合は増加傾向にあり、取調べをめぐる環境は目まぐるしく変化している。

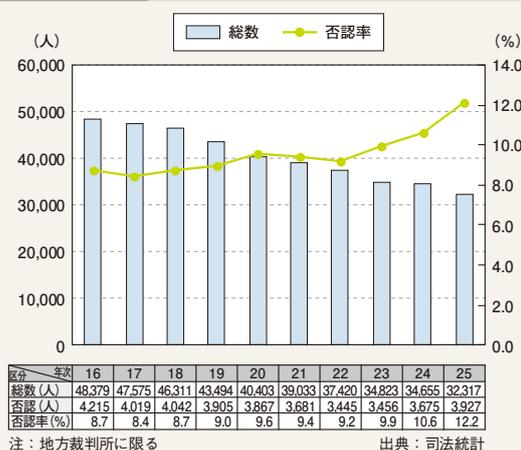
イ 被疑者に対する弁護活動

平成18年10月、被疑者に対する国選弁護人制度が導入され、捜査段階から国選弁護人が選任されることにより、弁護人の早期の争点把握が可能となり、刑事裁判の充実・迅速化が図られた。

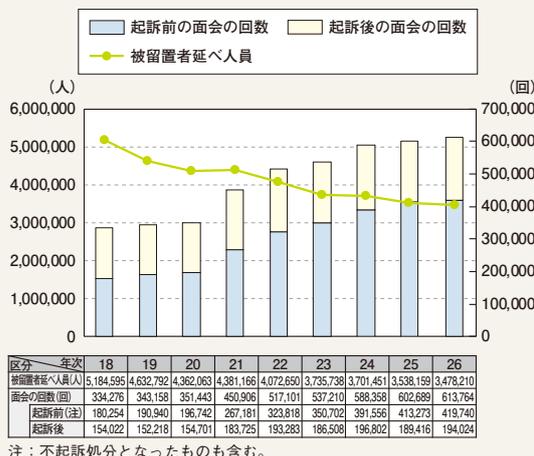
警察では、対象事件の被疑者に対して同制度の教示を徹底するとともに、被疑者から同制度利用の申立てがなされた場合には、裁判官及び弁護士会への取次業務を速やかに行っている。また、判例の動向を踏まえ、取調べ中の被疑者について弁護士等から接見の申出があった場合には、できる限り早期に接見の機会を与えるように配慮している。

なお、図表2-60のとおり、同制度が導入された18年以降、被留置者の年間延べ人員は減少傾向にある^(注5)一方、被留置者と弁護人等^(注6)との面会回数^(注7)は増加している。

図表2-59 刑法犯の通常第一審事件の終局人員における否認率(平成16~25年)



図表2-60 被留置者と弁護人等との面会回数(平成18~26年)



注1：地方裁判所における一定の重大な事件の刑事裁判において、一般の国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事裁判に参加する制度。裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者から無作為抽出の方法で選ばれた裁判員候補者名簿に登録された者の中から事件ごとに選任され、裁判体は、原則として裁判官3人、裁判員6人の合計9人によって構成される。

2：地方裁判所に限る。

3：通常の公判手續による事件(略式事件以外の事件)の第一審において、判決が言い渡されるなどして、第一審の手續が終了した時点

4：一部否認及び黙秘を含む。

5：199頁参照

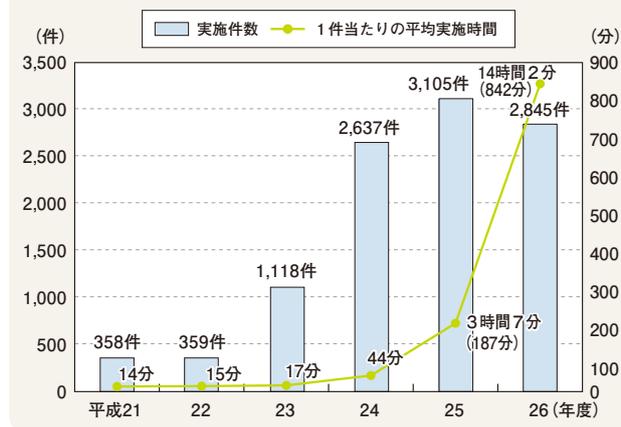
6：弁護人又は弁護人になるようとする者

7：私選弁護人及び国選弁護人それぞれの面会回数の合計数

ウ 取調べの録音・録画の試行の実施状況

裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施件数及び1件当たりの平均実施時間については、図表2-61のとおり、全国で試行を開始した21年4月以降増加傾向にある。また、知的障害を有する被疑者に係る事件については、26年度の実施件数は1,117件、1事件当たりの平均実施時間は約6時間30分となっている（いずれも27年4月2日時点の集計値）。

図表2-61 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施件数及び1件当たりの録音・録画平均実施時間（平成21～26年度）



取調べの録音・録画の試行状況（イメージ）

③ 公訴時効の廃止・延長に伴う対応

22年4月、重要凶悪事件の公訴時効を廃止・延長することなどを内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が施行された（注1）。

警察では、未解決事件の捜査期間の長期化に的確に対応し、重要凶悪事件の解決を望む国民の期待に応えるため、未解決事件の解決に必要な捜査体制を整備している。捜査本部を設置した事件については、事件が解決するまで必要な体制を維持しつつ、捜査方針の再検討、新たな情報の収集、各種情報の見直し、有力情報の掘り下げ、証拠資料の再鑑定等を実施している。また、公訴時効が廃止され、又は延長された罪に係る事件については、捜査本部を設置していないものであっても、捜査本部設置事件に準じた捜査を推進している。

④ 新たな刑事司法制度の構築に向けた取組

26年9月、法制審議会（注2）において、裁判員裁判対象事件の被疑者取調べについて原則全過程の録音・録画を義務付けるほか、訴追に関する合意制度（注3）の新設、通信傍受の合理化・効率化等を内容とする制度案が答申され、現在、これらの制度を導入するための法整備が進められている。警察庁では、新制度も見据え、より積極的に取調べの録音・録画の試行に取り組むなど、新制度に適應できる警察捜査の構築に向けた取組を推進している。

注1：同法の施行により、例えば、殺人罪（既遂）や強盗殺人罪など、「人を死亡させた罪」のうち、法定刑の上限が死刑であるものについて、公訴時効が廃止されるとともに、それ以外の「人を死亡させた罪」についても、公訴時効が延長された。

2：法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議等する、法務省に設置された審議会

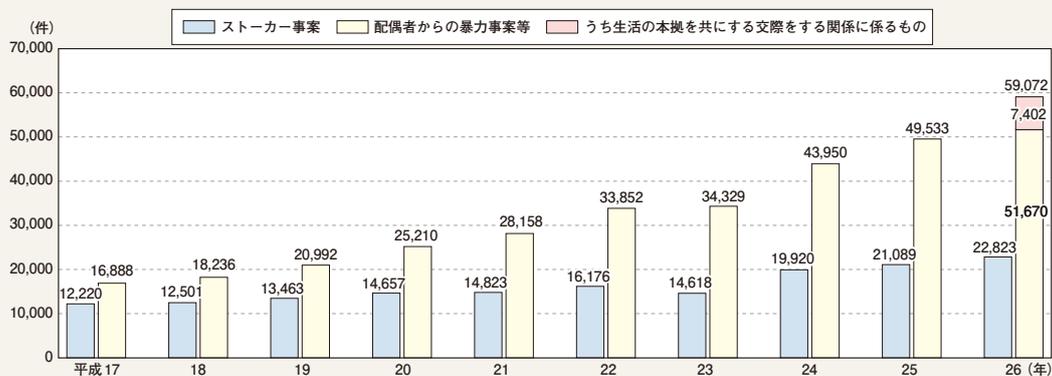
3：検察官が必要と認めるときに、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするため真実その他の行為をする旨及びその行為が行われる場合には検察官が被疑事件・被告事件について不起訴処分、特定の求刑その他の行為をする旨を合意することができる制度。合意をするため必要な協議は、検察官の委任を受けた司法警察員も行うことができる。

1 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案への対応

(1) 現状

恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件であって、被害者やその親族等（以下「被害者等」という。）に危害が及ぶおそれのある事案（以下「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」という。）のうち、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等^{（注1）}の認知件数の推移は図表2-62のとおりであり、26年中の認知件数は、いずれも、ストーカー規制法^{（注2）}及び配偶者暴力防止法^{（注3）}の施行以降、最多となった。

図表2-62 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の認知件数の推移（平成17～26年）



注：ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

(2) 対策

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものである。

このため、警察では、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システム^{（注4）}への登録、ビデオカメラの設置等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。さらに、被害者等からの相談に適切に対応できるよう「被害者の意思決定支援手続」^{（注5）}及び「危険性判断チェック票」^{（注6）}を導入している。

注1：平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

2：ストーカー行為等の規制等に関する法律

3：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

4：あらかじめ電話番号を登録した被害者等から通報があった場合、被害者等からの通報であることが自動表示されるもの

5：100頁参照

6：100頁参照

図表 2-63 ストーカー事案への対応状況の推移（平成22～26年）

区分	年次	22	23	24	25	26	前年増減数（注）
検挙件数（件）		—	—	1,773	1,889	2,473	584（30.9%）
刑法等検挙		877	786	1,504	1,574	1,917	343（21.8%）
殺人（未遂を含む）		7	7	3	15	14	△1（△6.7%）
暴行		73	62	141	153	179	26（17.0%）
傷害		160	120	243	227	213	△14（△6.2%）
脅迫		106	90	277	286	465	179（62.6%）
住居侵入		147	125	270	263	309	46（17.5%）
その他		384	382	570	630	737	107（17.0%）
ストーカー規制法違反検挙		229	205	351	402	613	211（52.5%）
ストーカー行為罪		220	197	340	392	598	206（52.6%）
禁止命令等違反		9	8	11	10	15	5（50.0%）
法に基づく対応		1,344	1,288	2,284	2,452	3,171	719（29.3%）
警告		41	55	69	103	149	46（44.7%）
禁止命令等		0	0	0	0	2	2（—）
仮の命令		2,470	2,771	4,485	6,770	7,649	879（13.0%）
警察本部長等への援助の申出の受理件数		5,887	5,409	7,410	9,199	9,426	227（2.5%）
行為者への指導警告		12,951	12,429	16,453	19,005	19,680	675（3.6%）
被害者への防犯指導							

注：25年の数値と比較した26年の増減数（括弧内は増減率）

図表 2-64 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（平成22～26年）

区分	年次	22	23	24	25	26	前年増減数（注1）
検挙件数（件）		—	—	4,207	4,405	6,992	2,587（58.7%）
刑法等検挙		2,346	2,424	4,103	4,300	6,875	2,575（59.9%）
殺人（未遂を含む）		49	46	55	61	102	41（67.2%）
暴行		848	975	1,609	1,771	3,202	1,431（80.8%）
傷害		1,170	1,142	1,942	1,999	2,890	891（44.6%）
脅迫		35	27	121	97	144	47（48.5%）
住居侵入		38	32	49	44	58	14（31.8%）
その他		206	202	327	328	479	151（46.0%）
保護命令違反検挙		86	72	121	110	120	10（9.1%）
法に基づく対応		2,774	2,460	2,985	2,788	2,967	179（6.4%）
裁判所からの書面提出要求（注2）		2,428	2,144	2,572	2,379	2,576	197（8.3%）
裁判所からの保護命令通知（注3）		9,748	10,290	13,059	16,875	20,741	3,866（22.9%）
警察本部長等への援助の申出の受理件数		8,481	9,331	14,963	17,129	25,598	8,469（49.4%）
加害者への指導警告		25,726	28,267	37,088	40,192	52,556	12,364（30.8%）
防犯指導・防犯機器貸出し							

注1：25年の数値と比較した26年の増減数（括弧内は増減率）

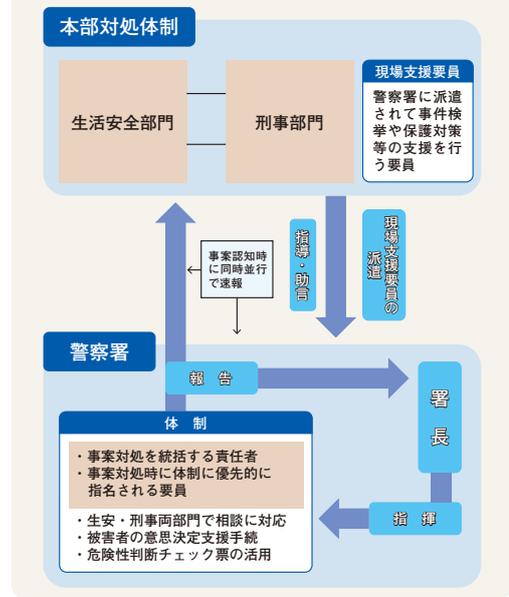
- 2：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数
- 3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

① 一元的に対処するための体制の確立

人身安全関連事案に的確に対処するため、警視庁及び道府県警察本部において、認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築した。また、警察署においても、人身安全関連事案への対処を統括する責任者及び事案対処時の要員をあらかじめ指定することにより生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築した。

こうした体制の下、事案認知時において危険性・切迫性を見極めるために、被害者等からの相談対応に当たっては、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取するなど、組織による的確な対応を徹底しており、個別の事態に応じて、誘拐事件や立てこもり事件の捜査に関する専門的知識を有した刑事部捜査第一課特殊班や機動力をいかした捜査活動を行う機動捜査隊を積極的に投入している。

図表 2-65 体制の確立



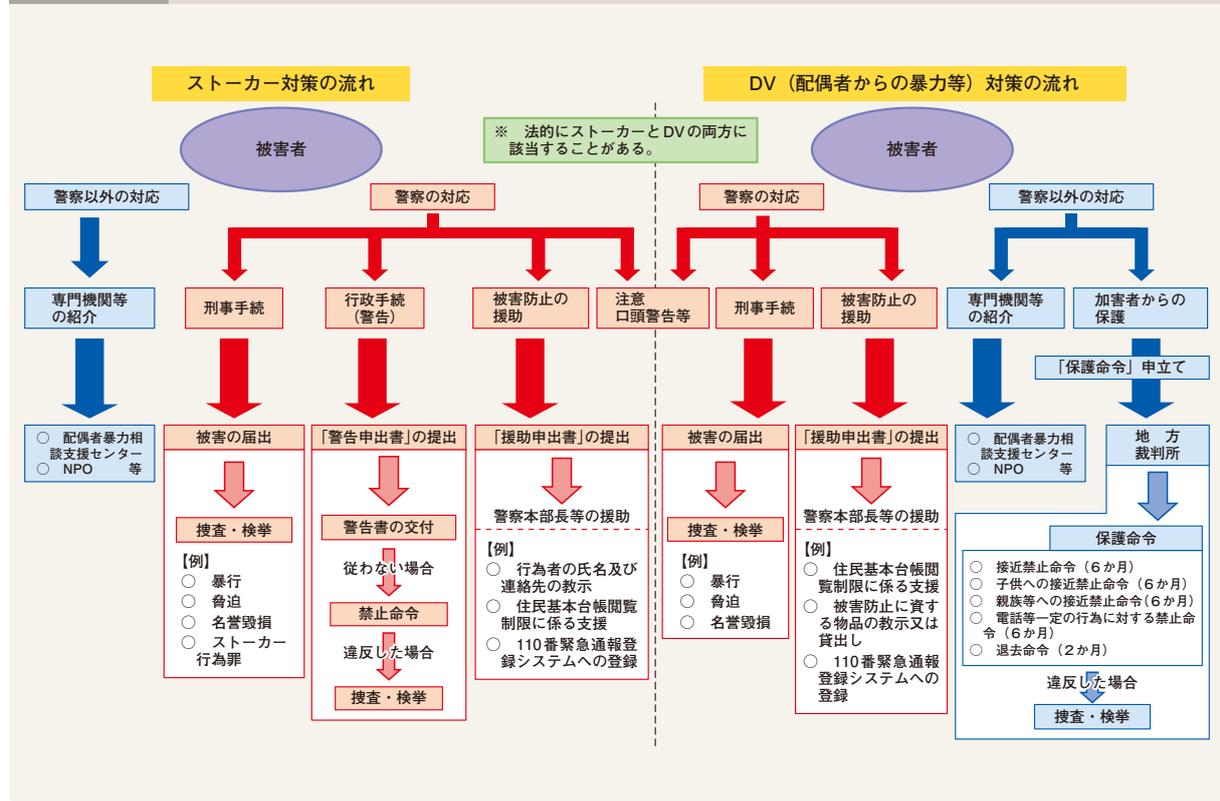
事例 Case

26年10月、かつて被害女性（20歳代）と交際関係にあった男（39）が同女性に対する殺害予告をしている旨の110番通報を受理した通信指令本部では、警察署に指令するとともに、人身安全関連事案事態対処チームに速報した。同チームでは、同女性の保護を最優先とする指示を行い、警察署から同女性の勤務先に警察官を派遣した。元交際相手の女性を安全な場所へ避難させた上、付近の警戒を実施している最中に同男を発見し、職務質問を実施したところ、同男が包丁を所持していたことから銃刀法違反（刃物の携帯）で逮捕した（警視庁）。

② 被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのものである。警察では、この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共通認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っている。

図表 2-66 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



③ 危険性判断チェック票

危険性判断チェック票は、外部の司法精神医学に関する有識者の科学的・専門的知見を得て作成されたものであり、被害者から、被害者本人や加害者の性格等に関する項目についてチェック票に従って聴取し、その回答結果から事案の危険性等の判定を行うものである。警察は、この判定結果を事案の危険性等を判断するための資料として活用するとともに、判定結果を被害者に教示することにより、事案の危険性等について被害者に認識されるよう努めている。

④ 加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究

更なる加害行為を思いとどまらせ、同様の被害の拡大を防止するためには、加害者の内面に働き掛け、加害者の被害者に対する支配意識や執着心を取り除くことが効果的な対策となり得ると考えられる。警察庁では、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチの在り方に関する調査研究を行っている。

コラム ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会における検討

平成25年6月に成立したストーカー規制法の一部を改正する法律の附則第5条により、政府は、ストーカー行為等の規制等の在り方について検討するための協議会の設置等の所要の措置を講ずることとされた。これを踏まえ、警察庁では、同年11月から26年7月まで8回にわたり、有識者や被害者関係者等から成る「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。検討会では、ストーカー対策の在り方全般について検討が行われ、同年8月、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」が取りまとめられ、ストーカー対策の在り方について、今後の方向性が示された。

図表2-67 ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書の概要

ストーカー行為等の規制の在り方	被害者等を支援するための取組
<p>1 規制対象行為の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSを用いたメッセージ送信をつきまとい等として法の規制対象とするべき ・ 将来を見据えて意思の伝達手段を包括的に規制する方向で検討すべき ・ 「はいかい」行為を法の規制対象とするべき ・ 目的要件を撤廃する必要性、撤廃した場合の問題点等について、今後の課題として更なる研究が必要 <p>2 禁止命令等の制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な手続を確保しつつ、現場においてより迅速かつ効果的な命令を発出できるよう総合的に検討すべき <p>3 ストーカー行為罪の罰則の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活に重大な脅威を及ぼしているストーカー行為の抑止を図るため、刑法等の罰則との均衡に配慮しつつ、罰則を引き上げるべき ・ 現在では、ストーカー行為は重大な犯罪につながるおそれ強いものと認識されていることや、被害者保護のため迅速な捜査・取締りが求められていることから、非親告罪とする方向で一層の議論がなされるべき ・ ストーカー行為自体が行為の回復を予定していること、刑法の再犯加重規定との関係等を踏まえれば、常習累犯規定の創設については、慎重な議論が必要 	<p>1 支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・保護等へ対応するため、ストーカー事案を担当する警察官を大幅に増員するべき ・ 被害者の多くは女性であることなどを考慮すれば、特に女性警察官を中心とした体制の抜本的増強を図ることを検討する必要 ・ 関係機関による積極的な情報提供、支援機能の大幅な拡大・充実が必要 ・ 被害者支援の中心的役割を果たす機関について検討すべき <p>2 被害者の一時避難等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の措置、長期的避難のための支援措置の在り方を検討する必要 ・ ストーカー被害者の経済面からの支援策も検討すべき <p>3 被害者情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務関係者による被害者の秘密保持を徹底するための取組を推進する必要 ・ 住民基本台帳閲覧制限等の支援措置の厳格な運用を図る必要 ・ 被害者情報が行為者に渡ることを防止するための措置を検討すべき <p>4 被害者等に対する情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や関係機関による事案の特徴、自己防衛手段等の周知・啓発が必要 ・ 被害実態等の把握のための調査研究の推進について検討すべき <p>5 ストーカー予防のための教育等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育現場におけるストーカーの被害者にも加害者にもならないための具体的な教育を推進する必要 ・ 教育指導を適切に実施し、子供からの相談に適切に対応するためには、教員に対する研修も必要
<p>加害者対策の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神医学的・心理学的手法に関する調査研究を推進し、より効果的な加害者対策につなげることを期待 ・ 関係省庁、医療機関等が連携の上、様々な段階で加害者に更生プログラムを実施することなどについて検討すべき 	

コラム ストーカー総合対策

平成26年10月、全閣僚を構成員とするすべての女性が輝く社会づくり本部において、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が決定され、その中で、ストーカー対策の抜本的強化のため、被害者支援の取組や加害者対策の在り方について、警察庁の有識者検討会において提言された取組の方向性も踏まえつつ、関係省庁から成る会議において検討の上、同年度内を目途に総合対策を取りまとめることとされた。

これを受け、警察庁が内閣府と共同で開催した「ストーカー総合対策関係省庁会議」において、27年3月、ストーカー事案に対応する体制の整備、被害者等の一時避難等の支援、被害者情報の保護、被害者等に対する情報提供等、ストーカー予防のための教育等及び加害者に関する取組の推進を内容とするストーカー総合対策が策定された。警察庁では、ストーカー総合対策を踏まえ、関係省庁と連携した取組を一層推進することとしている。

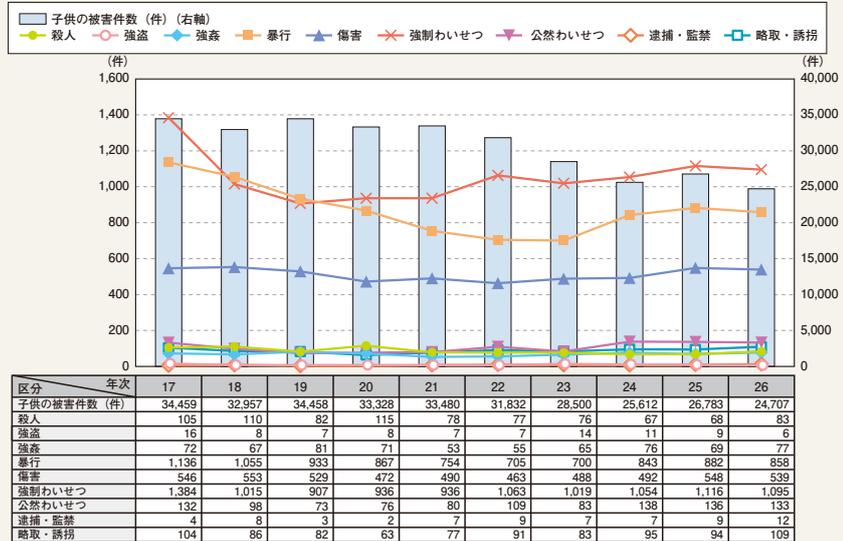
2 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-68のとおりである。子供の被害件数は、平成14年以降は減少傾向にあり、26年中は2万4,707件と、前年より2,076件（7.8%）減少した。全被害件数に占める子供の被害件数の割合の高い罪種についてみると、26年中は略取誘拐が55.1%（109件）、強制わいせつが14.8%（1,095件）、公然わいせつが4.2%（133件）であり、略取誘拐の件数については、平成18年以降、9年ぶりに100件を超えた。

図表2-68 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成17～26年）



注：20～24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

② 子供の生活空間における安全対策

警察では、子供を犯罪から守るための取組として、行為者への対策^(注)のほかに次のような対策を行っている。

ア 学校や通学路の安全対策

警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校等することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し学校へ派遣するなど、学校と連携して学校や通学路における子供の安全確保を推進している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイング方式等により子供が参加・体験できる防犯教室や、地域安全マップ作成会を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。



地域安全マップ

注：51頁参照

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

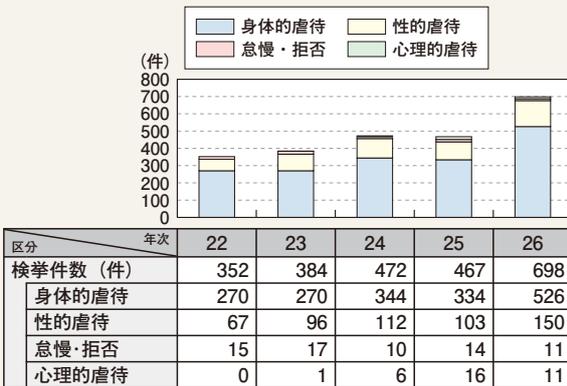
(2) 児童虐待対策

① 検挙・通告の状況

平成26年中の検挙件数は698件、検挙人員は719人と、統計をとり始めた11年以降、過去最多となった。一方、死亡児童数は、26年中は20人と過去最少となった。近年の態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の7割以上を占めているほか、26年中は身体的虐待及び性的虐待が前年より大幅に増加している。

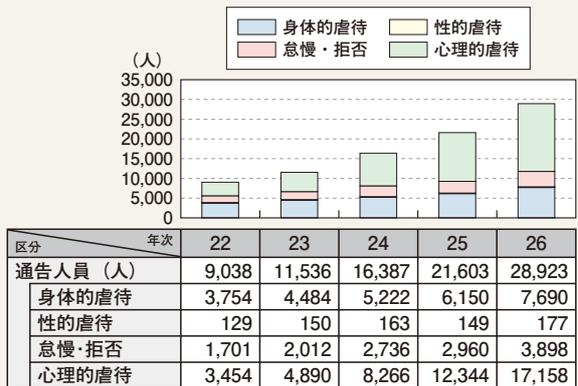
また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、26年中は過去最多となった。態様別では、特に心理的虐待の増加が著しく、26年中は1万7,158人と全体の約6割を占めている。

図表2-69 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移（平成22～26年）



注：無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含まない。

図表2-70 警察から児童相談所に通告した児童数の推移（平成22～26年）



② 関係機関と連携した取組

児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要となる。警察では、児童相談所との連携^(注1)を図るとともに、必要に応じて地域の要保護児童対策地域協議会^(注2)に参加するなど、関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

注1：50頁参照

注2：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

(3) いじめ事案への対応

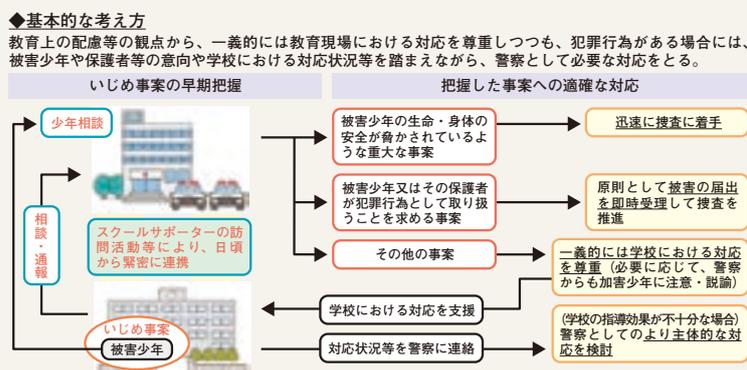
近年のいじめ^(注)に起因する事件数は、23年まで減少傾向にあったが、24年以降急増し、26年中は昭和61年以降で平成25年に次いで多い265件となった。また、26年中の検挙・補導人員は456人であり、その約7割を中学生が占めている。

警察では、25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

図表 2-71 いじめに起因する事件の罪種別事件数の推移 (平成22～26年)

区分	年次	22	23	24	25	26
事件数合計(件)		133	113	260	410	265
傷害		59	57	122	146	92
暴行		33	18	74	132	82
恐喝		9	8	20	28	17
暴力行為		6	9	11	27	9
児童買春・児童ポルノ		4	3	5	17	29
強制わいせつ		3	5	3	13	1
強要		7	2	10	10	12
器物損壊		2	3	4	10	7
その他		10	8	11	27	16

図表 2-72 警察によるいじめ事案への対応



コラム スクールサポーター

(1) スクールサポーターの活用

いじめ防止対策推進法では、国や地方公共団体は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、必要な人材の確保等の措置を講ずることとされ、同年10月に策定された「いじめ防止基本方針」では、確保すべき人材の具体例として「スクールサポーター等の警察官経験者」が明示された。警察では、同法等の趣旨を踏まえ、警察と学校との緊密な連携を図る上での架け橋として重要な役割を果たしているスクールサポーターの拡充に努めるとともに、その活用を推進している。



スクールサポーターによる巡回活動

(2) スクールサポーターの活動事例

- 校内を巡回中、教員不在の教室で複数の生徒が1人の生徒の本やメガネを取り上げているのを認めたのでこれを制止し、その後、生徒の見守り活動を継続したところ、いじめは解消された(埼玉)。
- 担当する中学校からいじめの相談を受けたことから、被害児童・保護者と面接するとともに、校内巡回を実施した。これをきっかけとして保護者や民生委員による巡回活動もなされるようになり、いじめは解消された。また、スクールサポーター等によるいじめ防止をテーマとした非行防止教室を実施し、再発防止を徹底した(長崎)。

注：平成25、26年の数値は、「いじめ」の定義を、25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。また、24年以前の数値は、「いじめ」の定義を「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まないもの」としている。

(4) 少年^(注1)の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

① 少年の福祉を害する犯罪への対策

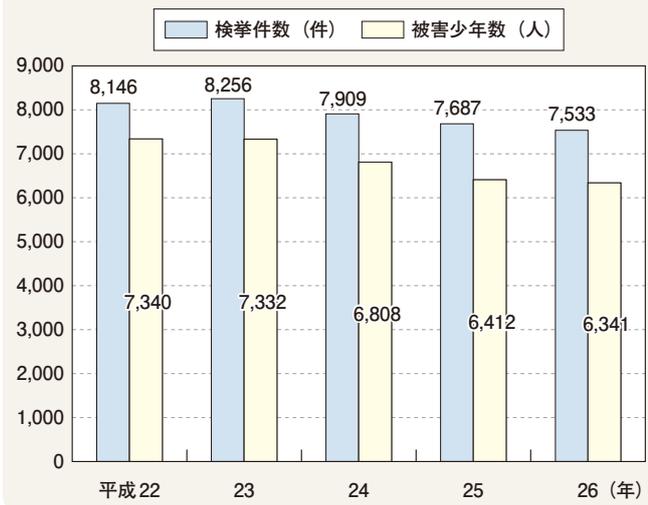
福祉犯^(注2)の被害少年数は図表2-73のとおりであり、平成23年以降は減少している。他方、インターネットの普及等により、福祉犯の中でも、特にインターネットの利用に起因する被害が深刻な問題となっていることを踏まえ、警察では、その取締り、被害拡大防止及び被害少年の発見・保護を推進している。

ア 悪質性の高い福祉犯

近年、出会い系サイト等を利用して組織的に児童買春の周旋を行う事犯や、飲食店、マッサージ店等の合法的な営業を装いながら児童に卑わいな言動等で接客させる事犯等、児童を組織的に支配し、性的な有害業務に従事させ、児童の心身に有害な影響を与える事犯がみられる。

このような悪質性の高い福祉犯は、暴力団の資金獲得活動としても行われており、警察では、実態把握の推進と情報の分析、積極的な取締りや、有害業務に従事する児童の補導と被害児童の立ち直り支援を推進している。

図表2-73 福祉犯の検挙件数等の推移（平成22～26年）



事例 Case

25年3月から11月までの間、無職の男（21）らは、家出中の女子中学生（13）らを岡山市など7都市へ連れ回し、無料通話アプリのIDを交換する掲示板等を通じて客を募り、同女らに売春をさせた。26年2月までに、同男ら4人を児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）等で逮捕した（兵庫）。

事例 Case

会社従業員の男（33）らは、女子高校生（16）らを雇い入れ、客の注文に応じてテニスウェア等を着用させた上、狭い個室内で男性客に同女子高校生らの全身の体臭を嗅がせるなどの業務に就かせた。26年10月、同男ら2人を労働基準法違反（有害業務の就業制限）で逮捕した（警視庁）。

イ 児童ポルノ

26年中の児童ポルノ事犯の検挙件数は1,828件、被害児童数は746人と、いずれも過去最多となった。児童ポルノ事犯の約2割は、抵抗するすべを持たない低年齢児童（13歳未満）が被害者であるほか、これらの児童のうち、約7割が強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノを製造されている。また、検挙した事犯のうち、ファイル共有ソフト利用事犯が577件であり、全体の約3割を占めている。ファイル共有ソフトを利用した場合、プロバイダによる閲覧防止措置（ブロック）の影響を受けないため、児童ポルノ画像が一たび公開されると、将来にわたり被害児童を苦しめ続けることになる。このように、児童ポルノを巡る情勢は引き続き深刻な状態にある。

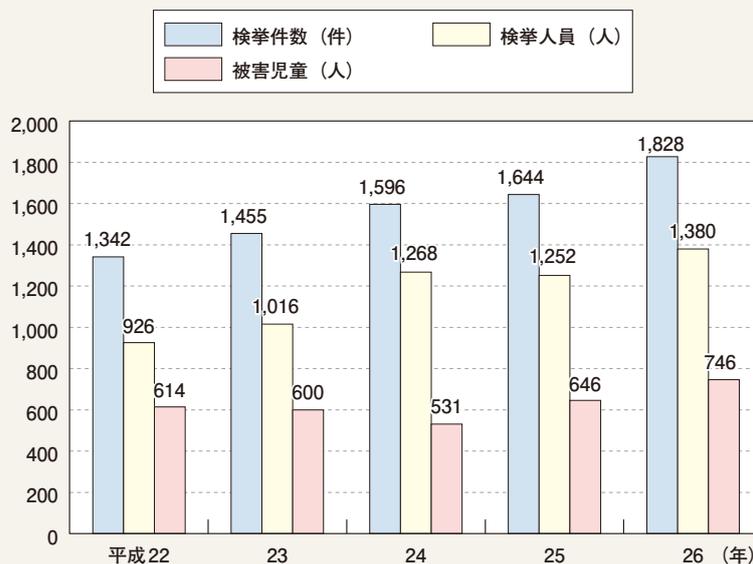
注1：20歳未満の者をいう。

注2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられる。

警察では、このような情勢を踏まえ、25年5月の犯罪対策閣僚会議^(注1)で取りまとめられた「第二次児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループによる事犯、ファイル共有ソフトを利用した事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、インターネットの危険性等に関する広報啓発活動等を推進している。

また、警察庁では、国際会議への参加や、東南アジア各国の捜査官等を招いた児童の商業的・性的搾取犯罪対策に関する会議の開催等により、国際捜査協力や情報交換の強化に努めている。さらに、プロバイダによる閲覧防止措置(ブロック)について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。

図表2-74 児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移(平成22~26年)



事例

Case

児童ポルノ愛好者グループのメンバーである無職の男(43)らは、インターネット上の画像投稿サイトを通じて、互いに児童ポルノ画像を提供するなどしていた。また、被疑者の中には、女兒にわいせつな行為をし、その状況を撮影した者もいた。26年10月までに、同男ら35人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(児童ポルノ提供等)等で検挙した(岐阜、岩手、千葉、三重、大阪、沖縄)。

② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策

スマートフォンやインターネット接続機能を備えた携帯ゲーム機等の普及により、インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害が全国的に発生しているほか、繁華街等において少年の性を売り物とする新たな形態の営業が次々と出現しているなど、近年の少年を取り巻く社会環境は深刻な状況にある。

少年は心身共に未熟であり、環境からの影響を受けやすいことから、警察では、インターネットの利用に起因する犯罪被害の発生状況を踏まえ、関係機関・団体等と連携の上、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング^(注2)等の普及促進のための要請等の取組を推進している。

また、少年に有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境の浄化に努めている。

注1：207頁参照

2：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいう。

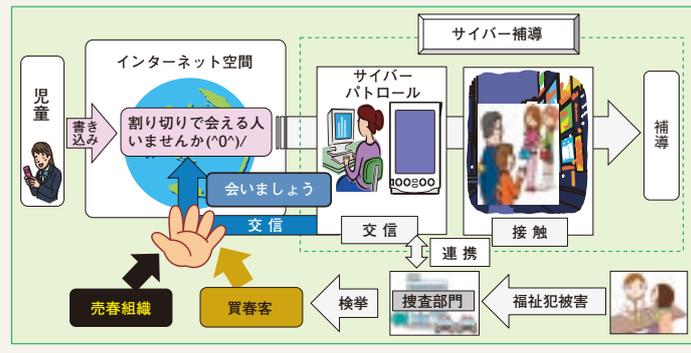
コラム サイバー補導の現状

警察では、平成25年10月から、インターネットの利用に起因する福祉犯から児童を保護するため、インターネット上の援助交際を求めるなどの不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を推進しており、26年中は援助交際を求めるなどの書き込みを行った児童439人を補導した。

補導した児童のうち約6割は、過去に非行を犯したり、補導されたことのない児童であり、下着販売の書き込みをして補導された女子高校生の保護者は「娘がこんなことをしているとは思わなかった。娘と会ったのが悪い人ではなく警察の方でよかったです。ありがとうございました。」と述べるなど、児童がスマートフォン等を使用して保護者の知らないうちに、危機意識を持つことなくインターネット上に書き込みをしている実態がうかがえる。

また、サイバー補導の対象となった女子高校生の事情聴取が、児童福祉法違反（児童に淫行させる行為）等の福祉犯の検挙に結び付くなど、サイバー補導が検挙の端緒となることもあり、警察では、サイバー補導の推進により、被害児童の早期救出と被害の拡大防止を図っている。

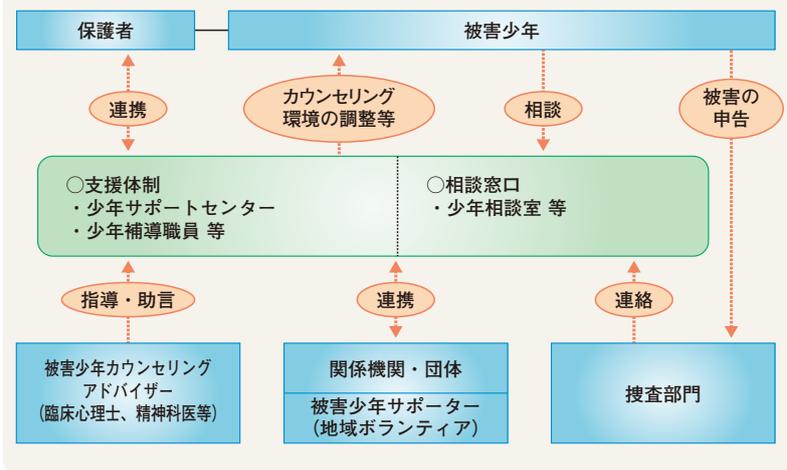
図表 2-75 サイバー補導



(5) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員(注)を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

図表 2-76 被害少年の支援



事例 Case

性的被害を受けた女子中学生は、学校に行けなくなるなど精神的な不安定さが認められた。そのため、警察職員等によるカウンセリング、学習支援及びボランティア活動を通じた立ち直り支援活動等を継続して実施したところ、同女子中学生は精神的な落ち着きを取り戻して、学校に登校できるようになり、事件前の生活に戻ることができた（長野）。

注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成27年4月1日現在、全国に約900人の少年補導職員が配置されている。

第4節

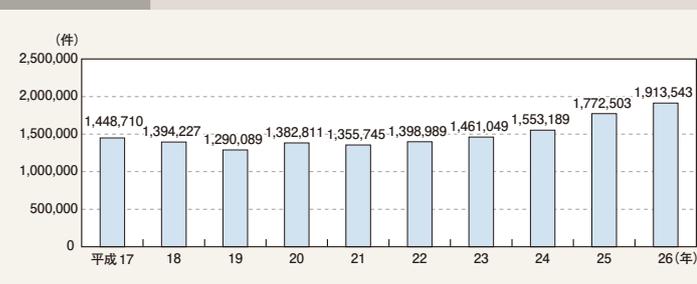
地域住民の安全・安心確保のための取組

1 相談業務の充実強化

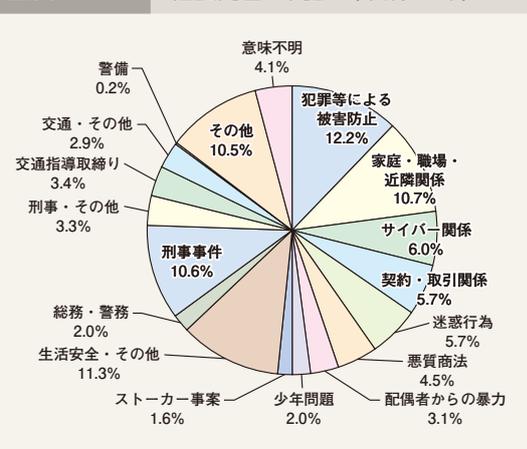
(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移及び相談内容については、図表2-77から図表2-79までのとおりであり、犯罪等による被害防止、家庭・職場・近隣関係、刑事事件、サイバー関係に関するもの等について多くの相談が寄せられている。

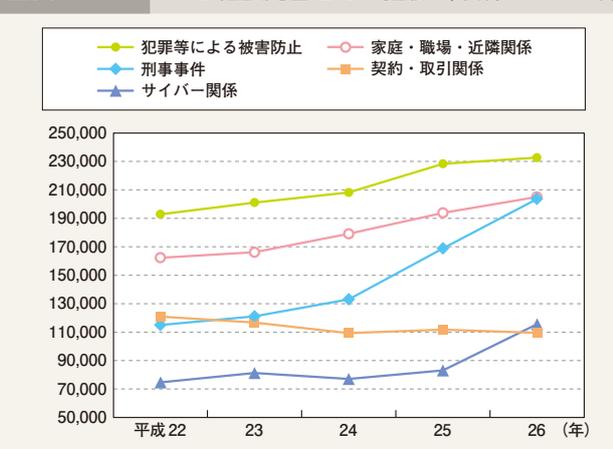
図表2-77 相談取扱件数の推移（平成17～26年）



図表2-78 相談内容の内訳（平成26年）



図表2-79 主な相談内容とその推移（平成22～26年）



(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実な組織対応を行うことができるよう、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。総合窓口では、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備するとともに、各担当部門における、相談の処理状況の点検を実施している。



「#（シャープ）9110」番の広報活動

また、警視庁及び道府県警察本部に警察相談専用電話を設置し、全国統一番号の「#（シャープ）9110」番（注）に電話をかければ発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されるようにするなど、相談上の利便を図っているほか、9月11日を「警察相談の日」と定め、「#9110」番や各都道府県警察に設置している各種相談窓口について広報し、相談内容に応じた適切な相談窓口の利用を呼び掛けている。

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、警察安全相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携を図って対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず相談者の不安等を解消するため、必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのある相談等緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告がなされる仕組みや、総・警務部門が各担当部署における相談の処理状況を点検する仕組み等を構築し、組織的な対応を強化している。

② 相談に対応する職員への研修の実施

多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や、様々な専門的知識を有する部外講師による講義のほか、ロールプレイング方式の相談対応訓練等、実務に直結する研修を実施している。



ロールプレイング方式の相談対応訓練

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが適切である相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要とされる相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。

コラム 認知症に係る行方不明者等への対策

認知症に係る行方不明者等については、その早期発見・保護の必要性が高いところ、平成26年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は、1万783件であり、25年に比べて461件（4.5%）増加した。認知症に係る行方不明者の発見活動や迷い人（注1）の身元確認は、自治体等と連携した取組が重要であり、警察では、以下の施策を推進するとともに、自治体等との連携を一層強化することとしている。

○ 行方不明者情報掲載のリンクページの設置

都道府県警察では、行方不明者届の届出人の意思を確認の上、適当と認めるときは、行方不明者に関する情報をウェブサイトに掲載しているほか、26年10月からは、警察庁のウェブサイト（注2）から全国の行方不明者に関する情報に容易にアクセスできるようにしている。

また、26年8月に厚生労働省が設置した「身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト」と、警察庁の上記ウェブサイトを相互にリンクさせている。

○ 迷い人に係る閲覧資料の備付け

都道府県警察では、自治体等で保護されている一定期間身元が判明しない迷い人については、自治体等の要請に基づいて、その写真等の資料を警察署又は警察本部に備付けるとともに、当該資料を他の都道府県警察にも提供し、行方不明者届の届出人等が閲覧できるようにしている。



行方不明者情報掲載のリンクページ

注1：生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者

注2：http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/index.htm

2 事件・事故への即応

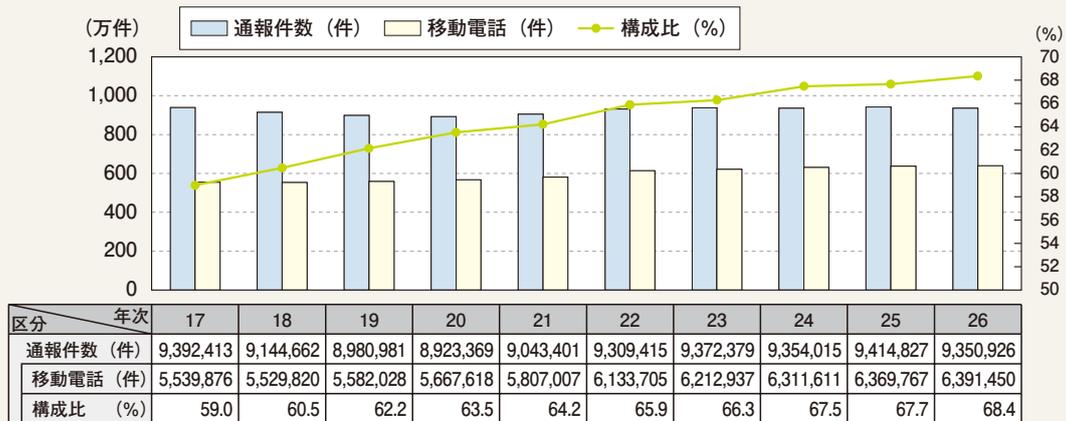
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、被疑者の逮捕等の措置を執っている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

平成26年中の110番通報受理件数^(注1)は、約935万件と前年より約6万件減少した。これは約3.4秒に1回、国民約13.6人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が68.4%を占め、過去最高を記録した。

これらの110番通報のうち、緊急の対応を必要としない各種照会、要望・苦情・相談等の通報が24.1%を占めていることから、警察では、そのような緊急の対応を必要としない通報には「#9110」番を利用するよう呼び掛け、適切な110番通報の利用を促している。

図表2-80 110番通報受理件数の推移（平成17～26年）



(2) 通信指令

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注2)の発令等を行っている。平成26年中の緊急配備の実施件数は、前年と比べ526件（6.3%）減少し、7,786件となった。



通信指令室

また、26年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するレスポンス・タイム^(注3)の平均は、7分0秒であった。

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。

注1：無応答、いたずら、誤接等は計上していない。

2：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

3：通信指令室が110番通報を受理し、パトカー等に指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

事例

Case

26年3月、郵便局で発生した強盗事件において、同郵便局からの非常通報を受理した愛知県警察が直ちに緊急配備を行い、機動捜査隊がヘリコプター等と連携した捜索を行った結果、約20分後に被疑者の男（63）を発見し、強盗罪で逮捕した（愛知）。

② 地域警察デジタル無線システム

警察では、音声通信のみであった従来の無線システムに代えて、高度化した音声通信機能及びデータ通信機能を有する地域警察デジタル無線システムを整備し、23年3月から各道府県警察^(注)において順次運用を開始した。

同システムの整備により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置情報等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有することが可能となった。

図表2-81 地域警察デジタル無線システムの概要



事例

Case

26年5月、コンビニエンスストアで発生した強盗事件において、110番通報を受理した宮崎県警察が直ちに現場に警察官を急行させ、PSD形データ端末で撮影した防犯カメラの被疑者の画像を捜索中の警察官に一斉配信した結果、約10分後に被疑者の男（72）を発見し、強盗罪で逮捕した（宮崎）。

③ 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う全国通信指令・無線通話技能競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を設けて、組織的な人材育成に努めている。

また、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等が実践的な指導等を通じて後進の育成に当たっている。



全国通信指令・無線通話技能競技会

注：警視庁、岡山県警察及び沖縄県警察においては、独自のデータ端末を整備・使用している。

(3) 初動警察活動の強化

① 通信指令機能の強化等

警察庁では、平成20年から初動警察刷新強化の取組を進めてきており、現在はその定着化に努めている。また、国家公安委員会では、21年9月、「警察通信指令に関する規則」を制定し、通信指令室が初動警察における司令塔としての役割を果たすことができるよう、その位置付けや権限を明確化するとともに、通信指令を行う際の組織的活動、人材の育成、関係都道府県警察の連携等の原則を定めた。これらを受けて、都道府県警察では、通信指令機能の強化や、事案対応能力の強化等に重点的に取り組んでいる。



無差別殺傷事件を想定した訓練

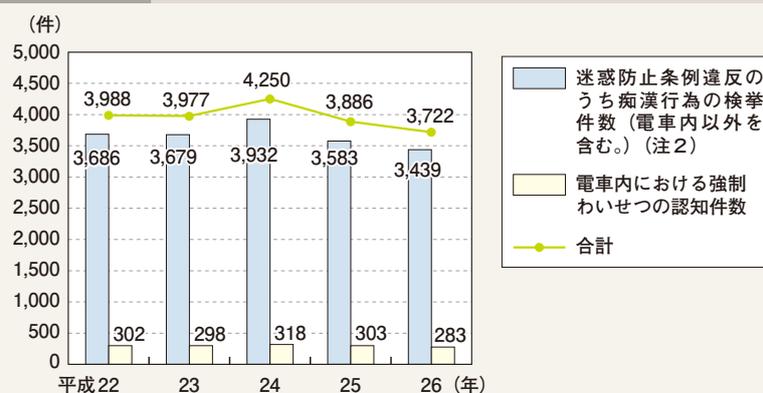
② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施している。

(4) 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、列車内における警乗^(注1)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を行い、痴漢^(注2)、すり、置き引き等の犯罪の予防及び検挙を行っている。また、痴漢の被害に遭った女性から相談を受理した場合は、女性に同行して身辺の警戒を行うなどしている。

図表2-82 痴漢事犯の検挙状況の推移（平成22～26年）



注：22年から24年の数値は、26年8月1日現在の統計等を基に作成。

事例

Case

平成26年2月、通勤時間帯中のすり及び置き引き事案の多発していた路線において警戒中の鉄道警察隊員が、不審な行動をする男(41)を発見し、その動向を注視しながら追跡したところ、同男が、電車内で女性の乗客が所持していたバックから財布を抜き取り、窃取した。男を窃盗罪で現行犯逮捕した(千葉)。

事例

Case

26年5月、女性から電車内において痴漢被害に遭ったとの相談を受けた鉄道警察隊員は、同女性に同行して電車に乗り込み警戒していたところ、同女性の前に立ち胸を触る行為をした男(23)を発見した。同男を京都府迷惑防止条例(卑わいな行為の禁止)違反で現行犯逮捕した(京都、大阪)。

注1：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること

2：各都道府県警察のいわゆる迷惑防止条例のうち、卑わいな行為等を禁止する規定に係る検挙件数及び検挙人員は、「痴漢」、「のぞき見」、「下着等の撮影」、「透視によるのぞき見」、「透視による撮影」、「通常衣服を着けない場所における盗撮」及び「(その他)卑わいな言動」の区分により報告を求めているが、そのうち「痴漢」として都道府県警察から報告を受け、集計した数値を示したもの

(5) パトカー及び警察用船舶の活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置を執っている。また、全国に配備された警察用船舶を活用し、通信指令室やパトカーと連携の上、事件・事故発生時の情報の収集、交通情報の収集等を行っている。



パトカー

(6) 警察用航空機の活用

エンジンの複数搭載による飛行能力等の向上及びヘリコプターテレビシステム（ヘリテレ）の高性能化に伴い、警察用航空機（ヘリコプター）の有効性は、ますます高まっている。警察では、全国にヘリコプターを約80機配備し、通信指令室やパトカーと連携させてその機動力をいかしたパトロールを始め、災害や重大事件発生時におけるヘリテレを活用した情報収集、被災地への人員物資の緊急輸送、被疑者の追跡等を行っている。



警察用航空機

事例

Case

平成26年8月、広島市北部における豪雨による土砂災害において、広島県警察航空隊及び岡山県警察航空隊は、ヘリコプターを出動させ、ヘリテレを活用してリアルタイムで詳細な被災状況について情報収集を行うとともに、半壊家屋の屋根の上から災害により孤立した住民（65）ら9人を釣り上げ救助した。

事例

Case

26年4月、宮崎県内において、宮崎市で被害に遭った盗難車両を発見したことから、緊急配備を行い、ヘリコプター及びパトカーによる追跡を開始した。パトカーは追跡の途中で盗難車両を見失ったが、ヘリテレを活用して上空から盗難車両を追跡し、パトカーを的確に誘導したことで、約30分後、盗難車両を運転していた男（55）を確保した（宮崎）。

コラム 雪害への対応

平成26年2月、関東甲信地方において、記録的な大雪により、道路、鉄道等の交通機能が麻痺し、多数の孤立集落が発生した。また、電気、ガス、水道等のライフラインの被害や、落雪や家屋の倒壊による死傷者等の人的被害も発生した。

群馬県警察、埼玉県警察、警視庁、山梨県警察等では、孤立者の救助、物資の搬送、除雪活動等を行った。埼玉県内の県道では、雪崩により車両6台14人が取り残され、近くのトンネルに避難したが、付近では断続的な雪崩が発生しており緊急に救助する必要があることから、ヘリコプターにより14人を救助した。また、山梨県内の雪崩により孤立した集落においては、ヘリコプター等により情報を収集し、医薬品及び救援物資の搬送及び戸別配布を行った。



救助活動

3 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成27年4月1日現在、全国に交番は6,250か所、駐在所は6,474か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。



パトロール

② 立番等による警戒

地域警察官は、交番・駐在所等の施設の外に立って警戒に当たる立番を行っている。また、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間立って警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

③ 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成26年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は19万7,417人と、警察による刑法犯の総検挙人員の78.6%を占めている。

④ 交番相談員の活用

27年4月1日現在、全国で約6,400人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



交番相談員

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらうことなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

② 交番・駐在所連絡協議会

平成27年4月1日現在、全国の交番・駐在所に1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

③ 情報発信活動

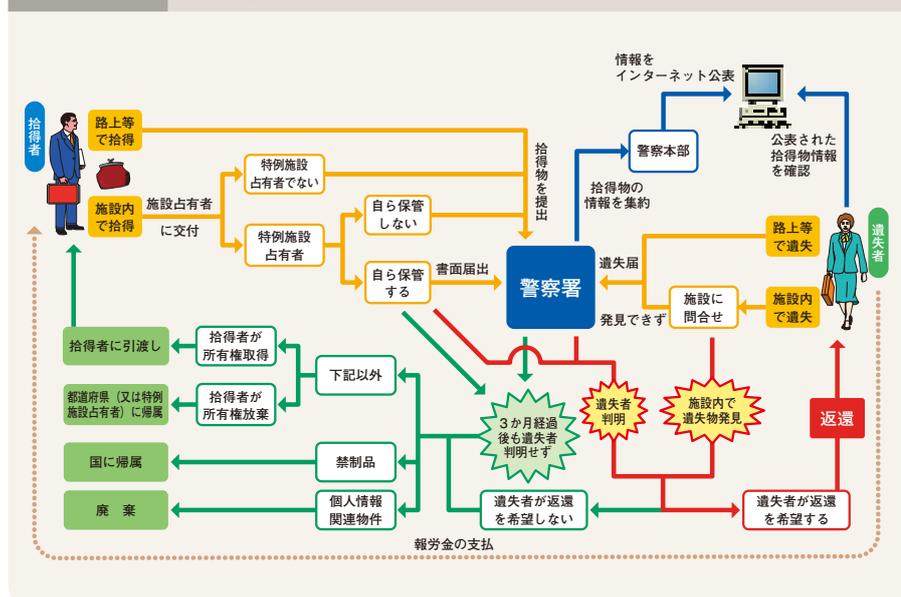
地域警察官は、地域の身近な出来事や事件・事故の発生状況を記した「ミニ広報紙」を作成し、自治会を通じて回覧するなどの活動により、地域住民に対し管轄地域の事件・事故の発生状況やその防止策等の身近な情報を伝えている。

(3) 遺失物の取扱い

警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成26年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分(注)を含め約2,497万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約114億円が、物品については約907万点が遺失者に返還されている。

図表 2-83 遺失物の取扱いの流れ



図表 2-84 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移 (平成22~26年)

区分		年次	22	23	24	25	26
通貨 (億円)	拾得物		141	189	156	156	164
	遺失届		351	498	372	364	368
物品 (万点)	拾得物		1,976	2,063	2,242	2,380	2,497
	遺失届		1,128	1,156	1,180	1,208	1,223

注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

第5節

将来にわたる良好な治安確保のための基盤構築に向けた取組

1 犯罪抑止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全・安心なまちづくり

政府では、平成17年6月に犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において決定された「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」に基づき、官民連携した安全で安心なまちづくりを全国で推進している。

今後は、25年12月に閣議決定された「[「世界一安全な日本」創造戦略] (注)も踏まえ、関係機関・団体等と連携して、引き続き全国で安全・安心なまちづくりの取組を推進していくこととしている。

イ 安全・安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全・安心なまちづくりの日」(毎年10月11日)の前後の期間を中心に、安全で安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、その一環として、顕著な功績等のあった団体・個人を首相が表彰する「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」が毎年首相官邸において行われている。



安全・安心なまちづくり関係功労者表彰 (提供：内閣広報室)

また、警察庁では、「安全・安心なまちづくりの日」関連行事として、26年10月18日、優れた活動を行う防犯ボランティア団体と防犯まちづくりに積極的な取組を行っている地方公共団体がそれぞれ取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2014」を開催した。

ウ 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策等の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の再生に向け、商工会、地域住民、自治体等と問題意識を共有し、自治体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通して街並みの改善を図っている。また、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを行うとともに、犯罪インフラ対策の一環として、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進している。

注：207頁参照

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

治安を取り巻く情勢が依然として厳しいことに加え、人口・家族構造の変化等により社会情勢が変化している中で、かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化している。

このような現状を踏まえ、警察は、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者によるCSR^(注1)活動等の主体的な自主防犯活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪抑止対策の推進と連帯感の向上を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

26年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体数は全国で4万7,532団体^(注2)と、17年の約2倍に増加した。これらの団体の多くは、町内会、自治会等の地域住民による団体や子供の保護者の団体である。その構成員数についても、約278万人と、同年より約2倍に増加した。

多くの団体で防犯パトロールや通学路における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携した金融機関を対象とする被害防止訓練や高齢者の自宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供、防犯ボランティア保険の経費負担等を通じた経済的支援、合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、26年末現在、全国で9,470団体、4万3,976台の青色回転灯装備車が活動を行っている。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進しているほか、警察庁では、自主防犯活動の持続的発展に向け、防犯ボランティア活動における次世代リーダー育成等についての調査研究を実施しており、防犯ボランティア団体のニーズに応じた活動支援策を検討している。

図表2-85 防犯ボランティア団体・構成員の推移（平成17～26年）



防犯ボランティア団体による子供見守り活動

図表2-86 自動車に青色回転灯を装備した防犯パトロールの実施状況（平成17～26年）



注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組

注2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪の発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全で安心なまちづくりを推進するため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供し、自主防犯活動の促進に努めている。

事例

Case

岡山県警察では、防犯ボランティアの活動物品や、青色回転灯装備車の運行に要するガソリン代の値引き、資金の提供等の支援を行う企業を募集し、これらの企業と、支援を求める防犯ボランティア団体との仲介をしている。26年末現在、170事業所が参画しており、42件の支援が行われた（岡山）。



青色回転灯の贈呈式

(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

犯罪を抑止するためには、都市の構造の在り方を見直し、都市のハード面から物理的に犯罪が行われにくい環境を創出することが重要であり、これにより犯罪が発生するリスクを長期にわたり抑制することができる。

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全・安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成27年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注2)で整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、27年3月末現在、24都道府県で1,373台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による街頭防犯カメラの設置を促進している。また、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、平素から自治体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、自治体の都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

注1：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、大分、熊本及び沖縄。平成27年3月末で、2,145件の登録又は認定がされている。

2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。27年3月末現在で、288件の登録又は認定がされている。

(3) 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策

犯罪情勢や社会構造の変化に伴って、警察活動を取り巻く環境が非常に複雑になってきていることなどを背景に、国民の警察に対する要請が多様化している。これに応えるため、警察では、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開し、地域住民に不安感を生じさせる身近な事案や事件に迅速かつ的確に対応することを目的とした、以下のような内容を大きな柱とする犯罪抑止に向けた取組を推進している。

① 犯罪抑止計画の策定

地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策とするため、警察署ごとに、相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報等を分析し、その管轄区域において重点的に抑止すべき種類の犯罪を定め、犯罪抑止計画を策定している。また、警察本部においても、全国的な犯罪情勢を勘案し、関係する警察本部及び警察署が連携して広域的な抑止活動を行う必要がある種類の犯罪を定めて、犯罪抑止計画を策定している。

② 地域住民等との連携協働

治安上の脅威に対して十分な耐性のある地域社会を構築するためには、地域住民、事業者、関係団体、自治体等と連携協働した取組が必要不可欠である。したがって、犯罪抑止計画には、犯罪抑止における地域住民等の役割や、警察が行う地域住民等に対する地域の犯罪情勢等の情報提供等の支援について、できる限り具体的に定めることとし、また、地域住民等との連携協働を図る際には、既に警察と協力関係にある者・団体にのみ依存することなく、より広範な連携協働関係の構築を目指すこととしている。

事例

Case

埼玉県警察では、県警察独自の「街頭犯罪情報分析システム」等を活用し、街頭犯罪の被害多発場所や被害態様、被害者の属性等を綿密に分析した上で、効果的な犯罪抑止対策を推進している。

自転車盗対策においては、発生状況の詳細な分析により、駅周辺の路上や特定の商業施設の駐輪場で自転車盗被害が多発している状況が判明したことから、自治体や当該施設等に対し、盗難状況を示す地図等の資料を提供して協力を

求めた結果、駅周辺におけるゲート式等の防犯性の高い駐輪場の設置や商業施設の駐輪場の改修等がなされた。また、置き引き対策においても、同様の分析により、置き引き被害が夏季のプール施設において多発している状況が判明したことから、プール施設における詳細な被害場所や発生状況を示した資料等を施設管理者に提供して協力を求めた結果、被害多発地点のベンチの撤去や無料コインロッカーの設置等がなされた。

これらの犯罪抑止対策の結果、それぞれの施設等において、自転車盗や置き引きの認知件数が大幅に減少した。



設置されたゲート式駐輪場

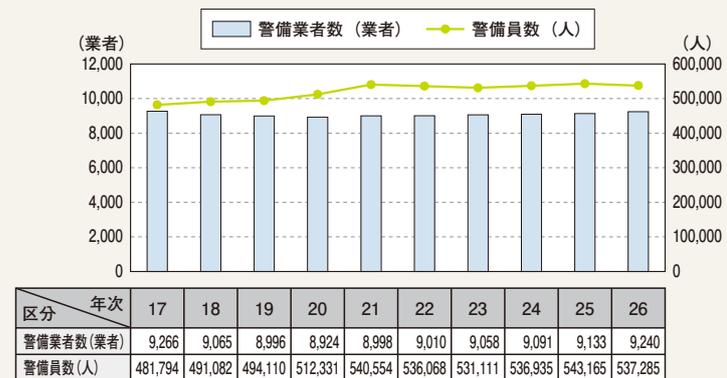
2 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、ホームセキュリティ等の機械警備の需要も拡大するなど、国民生活に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所のようなテロの標的とされやすい施設での警備も行っている。

警察では、こうした警備業が果たす役割に鑑み、警備業法に基づく警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っている。

図表 2-87 警備業者・警備員数の推移（平成17～26年）



(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋では、その営業に係る古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者^(注1)に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。警察では、これらの法律に基づく品触れ^(注2)や指導監督等により、犯罪被害の迅速な回復に努めている。

コラム 古物商・質屋からの申告

古物営業法及び質屋営業法では、古物商・質屋に対し、取引に係る物品について不正品又は盗品等の疑いがあると認めるときは、警察官に申告する義務を課しており、これに基づき、平成26年中は616件の申告がなされた。また、同年中、古物商等からの申告や情報提供が被疑者特定の端緒となった刑法犯は、401件あり、そのうち373件を窃盗犯が占めている。

(3) 防犯設備関連業界との連携

警察では、より良質な防犯設備が供給されるよう、最新の犯罪情勢や手口の分析結果等を事業者に提供するなどして防犯設備の開発を支援している。

また、公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注3)は、防犯設備の設計、施工、維持管理に関する知識・技能を有する専門家として活躍しており、平成27年3月末現在、38都道府県に防犯設備士等の地域活動拠点が設立されている。警察では、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けて、これらの専門家と協働した防犯診断等の取組を推進している。

注1：古物営業の許可証の交付を受けている事業者数は75万3,893、質屋営業の許可証の交付を受けている事業者数は3,098（それぞれ平成26年末現在）

2：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めるときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

3：防犯設備士（27年4月1日現在2万4,939人）、総合防犯設備士（同334人）

3 少年非行防止に向けた取組

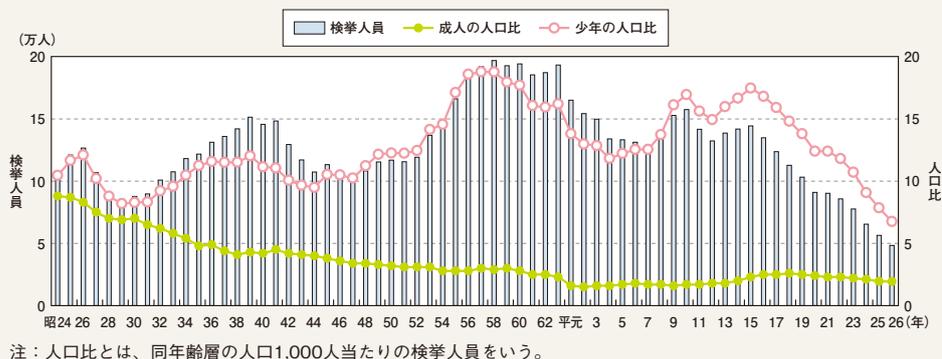
(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

平成26年中の刑法犯少年の検挙人員は4万8,361人と、前年より8,108人（14.4%）減少し、11年連続の減少となった。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は6.8人で成人（1.9人）と比べ、引き続き高い水準にある。

26年中の触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-88 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（昭和24～平成26年）



図表2-89 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
触法少年（刑法）の補導人員（人）		20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616	13,945	12,592	11,846
凶悪犯		202	225	171	110	143	103	104	130	106	76
粗暴犯		1,624	1,467	1,425	1,347	1,336	1,497	1,438	1,469	1,494	1,429
窃盗犯		13,336	11,945	11,193	11,356	12,026	12,077	11,383	9,138	8,069	7,728
知能犯		57	63	55	65	68	60	68	61	64	44
風俗犯		116	117	138	137	166	175	185	202	253	192
その他の刑法犯		5,184	4,970	4,922	4,553	4,290	3,815	3,438	2,945	2,606	2,377
不良行為少年の補導人員（人）		1,367,351	1,427,928	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174
深夜はいかい		671,175	719,732	795,430	732,838	554,078	549,798	564,575	526,421	472,852	429,943
喫煙		545,601	557,079	602,763	497,658	364,956	363,658	353,258	303,344	257,043	225,920
その他		150,575	151,117	153,533	131,273	94,806	98,508	95,334	88,161	79,757	75,311

② 平成26年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

26年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は図表2-90のとおりであり、ほぼ全ての罪種で減少傾向にある。

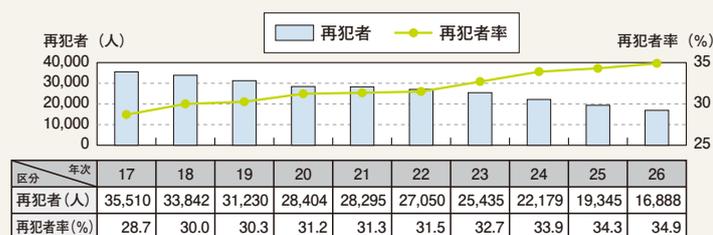
図表2-90 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成17～26年）

区分	年次	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総数（人）		123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361
凶悪犯		1,441	1,170	1,042	956	949	783	785	836	786	703
粗暴犯		10,458	9,817	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695	7,210	6,243
窃盗犯		71,147	62,637	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370	33,134	28,246
知能犯		1,160	1,294	1,142	1,135	1,144	978	971	962	878	987
風俗犯		383	346	341	389	399	437	466	566	523	445
その他の刑法犯		39,126	37,553	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019	13,938	11,737

イ 再犯者^(注)

26年中の刑法犯少年の再犯者数は、11年連続で減少したが、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は17年連続で増加し、26年は34.9%と、昭和47年以降で最も高くなった。

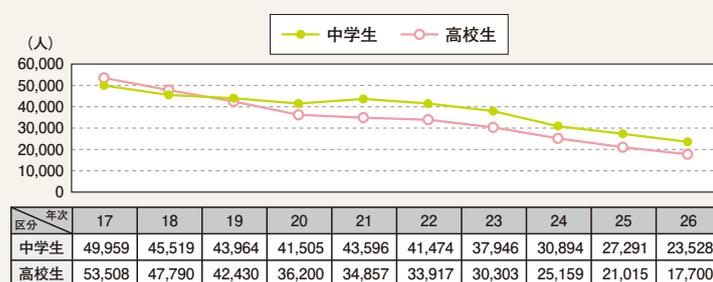
図表2-91 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移(平成17~26年)



ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員(刑法)

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-92のとおりであり、いずれも減少しているが、平成19年以降、中学生が高校生を上回っており、非行の低年齢化が認められる。

図表2-92 中学生・高校生の検挙・補導人員(刑法)の推移(平成17~26年)



(2) 非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員^{きすな}を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るため、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。



農業体験を通じた立ち直り支援活動

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱も含む。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

② 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、平成27年4月現在、全ての都道府県で約2,300の学校警察連絡協議会が設けられている。

③ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。27年4月現在、43都道府県で約800人が配置されている。

(4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成27年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注1)約5万1,000人、少年警察協助力員^(注2)約260人、少年指導委員^(注3)約6,600人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約5,700人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアによる学習支援

(5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注4)の実態に係る情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、警視庁及び道府県警察本部に少年事件指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による厳格な非行事実の特定等に努めるよう、捜査員等に対して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

事例

Case

平成27年2月、自称無職の少年(18)らは、河川敷において、男子中学生(13)の首等を刃物様のもので複数回にわたって突き刺すなどして殺害した。同月、同少年ら3人を殺人罪で逮捕した(神奈川)。

注1：街頭補導活動及び環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

注2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

注3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

注4：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係をいう。

警察活動の最前線



ひばりくん

刑事としての誇り

茨城県土浦警察署刑事第一課（現：茨城県警察本部刑事部捜査第一課）

おおしま のりこ
大島 宣子 警部補



私は強行犯係長として警察署で勤務しており、管内で発生する凶悪事件や火災等の現場に臨場し、現場責任者として事件指揮に当たっています。

平成26年に管内で母親が息子を殺害する事件が発生した際には、初動捜査の指揮や被疑者の取調べを担当しました。

被疑者である母親は当初自分がしたことを受け入れていない様子で、あいまいな供述に終始していました。私は取調べで被疑者に、息子が生まれたときの心境を問いかけ、息子が可愛かったときの気持ちを思い起こさせることから始めました。その後、その愛情が憎しみに変わっていくまでの過程を一つ一つ聴取することで、被疑者の全面的な供述を得ることができ、被疑者は起訴されるに至りました。

取調べの録音・録画等取調べをめぐる環境は大きく変化していますが、現場に残された資料や関係者の供述を基に事実を追及し、また、被疑者の表情や言葉から心情を酌み取って供述を引き出すという取調べの基本は、脈々と引き継がれてきた刑事の揺るぎない誇りとして変化することはありません。

女性だからといって犯罪の現場や対峙する被疑者を選ぶことはできませんが、事件を解決するという目的のため、どんな犯罪にも屈することなく、事件と戦う熱い気持ちを持ち続けたいと思っています。



まもるくん

安ちゃん

心ちゃん

憧れの鑑識マン

愛媛県警察本部刑事部鑑識課

こんどう よしふる
近藤 好古 警部補



鑑識に憧れて警察官を拝命し、「プロの鑑識マンになりたい！」との一心で仕事に励み、鑑識係員に登用されてから7年が過ぎようとしています。

当初は、犯人を追い詰める決定的な証拠となる資料を採取することができず、被疑者検挙につながる指紋・足跡・DNA型資料等の法医資料を難なく採取する先輩や上司に憧れていました。

「どうすれば犯人を検挙できる資料が採取できるか。」「本当にこの方法で良いのか。」などと常に疑問を持ち、自分なりの工夫を重ねながら仕事に励んでいたところ、ある侵入窃盗事件が発生しました。周辺への聞き込みによっても犯人検挙の手がかりがつかめず捜査が難航する中、自分の採取した鑑識資料が前歴者の指紋と一致したことを端緒として、被疑者が検挙されるに至りました。初めて被疑者の検挙に貢献できたこの時の嬉しさは、今でも鮮明に覚えています。

現在は、機動鑑識係長として、主に凶悪事件・侵入窃盗事件等の鑑識活動が特に重視される事件の現場に、日々臨場しています。同じ現場は二つとなく、未だに同僚や後輩の資料の採取方法を見て「目から鱗」の場面があり、勉強の毎日です。かつて自分が憧れた先輩や上司のように後輩の憧れとなるような鑑識マンを目指し、これからも研鑽し続けていきます。

